

北海道

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
岩見沢市	新規就農サポート事業	原則18歳以上50歳未満の、市内に住所を有する農業後継者。ただし、新規学卒者、Uターン就農者は、(1)(2)(5)のみ	(1)短期研修支援:基礎的農業知識・技術及び経営能力の取得を図るため、北海道農業大学校等での研修経費を助成。 (1研修当たり6万円を限度とし、対象期間は研修中及び就農後3年以内。) (2)就農進学支援:就農に必要な知識を習得するために学校教育法による大学、短期大学、専門課程を有する専修学校のうち、農業に関する学科又は農業大学校に進学する経費を助成。 (進学するための経費として年額12万円を限度とし、4年以内。) (3)就農技術習得支援:就農に必要な技術や経営能力等の習得のための支援金として助成。 (月額10万円限度。研修計画に基づく研修期間内で2年以内。) (4)家賃助成支援:新規参入者の円滑な研修を支援するための家賃を助成。 (家賃の2/3以内、月額3万円限度。研修計画に基づく研修期間内で2年以内。) (5)大型免許取得支援:就農に必要な資格の取得を図るため、自動車教習所大型科に入学する経費を助成。 (入学金相当4万3千円を限度とし、対象期間は研修中及び就農後3年以内とし、1回限り。)	-	-	岩見沢市新規就農サポートセンター (市役所農政部農務課農業経営係担当) 0126-23-4111 (内線 267又は261)  Eメール:noumuka@i- hamanasu.jp  HPアドレス: https://www.city.iwamizawa.hok kaido.jp/content/detail/314483 7/	3
		受入農家	受入農家支援:新規参入者の円滑な就農を促進するため、研修に係る経費を助成。 (月額4万円限度。研修計画に基づく研修期間内で2年以内)	-	-		6
	新規参入支援事業	就農時の年齢が原則50歳未満の、市内に住所を有する新規就農者。ただし、新規学卒者、Uターン者は、(7)のみ	(1)農用地取得支援:営農開始時における農用地の所有権取得助成。 (取得価格の1/5以内、150万円を限度。営農開始から5年以内とし1回限り。) ※岩見沢市農業委員会のあっせんに基づき農用地を取得した場合に限る。 (2)農用地賃借料支援:営農開始時における農用地の賃借料の助成。 (賃借料の1/2以内、20万円を限度。営農開始から5年間。) (3)公租公課相当額支援:営農開始時において取得した農用地及び農業の用に供する施設に課される固定資産税相当額の助成。 (固定資産税相当額。最初に到来する固定資産税の期日が属する年以後3年間。) (4)住宅取得等支援:就農生活の拠点となる住宅の確保のため住宅取得等の費用を助成。 (住宅の取得費又は増改築費の2/1以内とし、50万円を限度。営農開始から5年以内とし、1回限り。) (5)ビニールハウス等導入支援:営農開始時のビニールハウス資材、農業機械・器具等導入費用の助成。 (費用の1/2以内とし、100万円を限度。営農開始後5年以内とし、1回限り。) (6)経営安定支援:農業経営開始時の運転資金として助成。 (月額10万円限度。営農開始から2年間。) (7)生産条件整備支援:営農開始時の圃場整備費用の助成。 暗さよ、明きよ、客土、区画整備、圃場の均平化及び圃場に隣接する耕作道路の整備等に要する費用の2/1以内とし、100万円を限度。就農後5年以内とし、1回限り。)	-	-	4,7,8	
	短期農業体験研修事業	18歳から概ね47歳で心身共に健康な方。  受入農家	(1)研修生宿泊料支援:短期農業体験研修中の宿泊料(素泊まり)を助成。 (1泊につき1万円を限度) (2)研修生共済代金支援:短期農業体験研修中の共済代金を助成。  (1)受入農家謝礼:短期農業体験研修を受入れた、受入農家への謝礼。 (1日1万円、半日5千円とする)	6月~9月 (現在停止中)	16名程度  16名程度	3  6	
美幌市	新規参入者等支援事業	就農研修者及び新規就農者	農の雇用事業及び農業次世代人材投資資金【準備型】の対象者で一定の要件を満たした研修者、研修生に月額5万円の補助を2年間	-	2人	美幌市農政課 0126-63-0114(直通)	3
	新規参入者等支援事業	受入指導農家	上記の研修者・研修生を指導する受入農家に研修日数が月14日以上は月額4.5万円、月14日未満は日額1,500円	-	2人		6

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援 (あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

北海道

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
芦別市	芦別市担い手育成条例	新規就農者	農業体験実習:1日当たり奨励金4,000円(1週間以上1ヵ月以下) 営農実習助成金:月額75,000円(1年以上2年以内) 家賃助成金:月額25,000円上限・補助率2分の1以内(市外の者に限る) 経営自立補助金:経営開始から1年以内に賃借した農地等の賃借料の50%補助。(5年間年額50万円上限) 経営安定補助金:経営開始から3年以内に取得した農地等に係る制度資金の借入額5%補助(5年間・借入金の限度額個人…1千万円、法人…1千万5百万円) リース助成金:経営開始から5年以内にリースする農業機械等のリース料の30%補助(5年間年額50万円上限)	-	-	芦別市役所農林課農政係 0124-27-7838	3,4
		Uターン後継者	営農実習助成金:月額75,000円(1年以上2年以内) 研修旅費補助:年額10万円を上限1/2の補助資格取得・研修費助成:自家の農業経営に必要な研修、資格取得に要する費用の1/2(25万円上限) 施設投資借入金利子助成:借り入れた利子が無利子になるように、7年間助成(1戸1件限り借入額1,000万円まで)	-	-		3
		受入指導農家	・営農実習指導助成金:月額20,000円	-	-		6
		新規参入希望者(農家後継者以外)	・農業体験実習を1週間以上1ヶ月以上芦別市の農家で実習を行う。 奨励金1日当たり4,000円	-	-		2,3
		受入指導農家	・体験実習受入奨励金:1日当たり2,000円 ・ホームステイ受入奨励金:1日当たり5,000円	-	-		6
三笠市	三笠市新規就農者等誘致特別対策事業(実践研修奨励金)	就農計画の認定を受け、市内において農業研修を行い、借家等に居住し、家賃を支払っている就農研修生	家賃の2分の1以内(月額1万円を限度とする。)[2年以内]			三笠市役所農林課農林係 01267-2-3996	9
		就農計画の認定を受け、就農に対して必要な知識の習得のために研修を受ける就農研修生および農業後継者	北海道農業大学の研修費用(5万円を限度とする、交通費を除く) 【就農研修生は2年以内、農業後継者は3年以内】				3
	三笠市新規就農者等誘致特別対策事業(後継者育成奨励金)	就農計画の認定を受け、就農に必要な知識の習得のために実践的な研修教育機関に進学する農業後継者	進学に係る経費の2分の1以内(100万円を限度とする。)				9
	三笠市新規就農者等誘致特別対策事業(経営安定奨励金)	就農計画の認定を受け、市内において就農したと認められ、経営開始時に農地・農業用機械設備を取得又は2年以内に市内で住居を取得した新規就農者(農地の取得は原則2ha以上)	取得額の2分の1以内(100万円を限度とする。) 【いずれか取得時1回限り】	要相談	要相談		4,7
		就農計画の認定を受け、経営開始時に農地の利用権設定を行った新規就農者(利用権設定は原則2ha以上)	農用地の賃借料の2分の1以内(5年以内、年額20万円を限度とする。)上記取得奨励金と重複はできない。				4
三笠市新規就農者等誘致特別対策事業(就農者育成奨励金)	就農開始後に必要な労働力を確保するため、臨時的に労働者を雇用した新規就農者(三親等以内の親族を雇用する場合は除く)	1時間あたりの賃金に被用者の労働時間に乗じた額の2分の1以内。ただし、賃金が800円を超えるときは800円に被用者の労働時間に乗じた額の2分の1以内(雇用人数に関わらず年額384,000円を限度)			4		
滝川市	新規就農者確保対策	新規就農者	○営農経営自立補助金～就農後5年以内に100万円を上限として、農業用機械・施設・設備の取得、農地の取得・賃借に要する経費の1/2を助成	-	-	滝川市産業振興部農政課 農政担い手育成係 0125-28-8033 http://www.city.takikawa.hokkai.do.jp/230keizai/06nousei/	4,7
	滝川農業塾	就農後5年未満で、おおむね40歳未満の農業後継者	○農業塾入塾者に対して、2年間のカリキュラムで受講する各種研修の受講経費を支援するほか、塾生の希望する各種研修を実施 ①基礎研修:道立農業大学校等における研修 ②ステップアップ研修:先進地視察研修、先進農家研修、農政研修など	毎年1月～2月	6名程度		2
砂川市	新規就農者支援事業	市内で新規就農をした者	農用地の利用権を設定した場合、就農した日から5年間農地の年間賃借料の2分の1以内、5万円を限度に助成金を交付する。 就農した日から3年以内に農業経営に必要な農業用機械、施設又は資材の購入に要する経費に対し100分の30以内、90万円を限度に助成金を交付する。	-	-	砂川市経済部農政課 0125-54-2121	4
	農業体験事業	砂川市内で新規就農を希望する者	先進農家での1週間程度の農業体験事業 農業体験期間中の宿舍の提供	-	-		9

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

北海道

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
深川市	新規就農者確保対策事業	本市において、農外から新たに就農しようとする20歳から45歳までの者で、要綱に掲げる研修等を行なった後、就農し、就農後5年以上営農を続ける者(3親等以内の親族もとの就農は除く)	○研修生の研修期間中における住宅の無償貸与 ○研修生の研修期間中における家賃の助成 月額家賃の2分の1を助成 (助成額の上限は月額2万円を最大2年間助成) ○新規就農予定者の就農確定時における就農支援資金の助成 ・農業経営する者 200万円 ・農地保有適格法人の構成員となる者 100万円又は出資額のいずれか低い方の額 ○受入農家に対する指導謝金の助成 市とJAより年間108万円を最大2年間支給	-	-	農政課農政係 0164-26-2255	4.6
	就農支援促進事業	市内に住所及び主となる経営地を有する45歳以下の者で、学卒後又はUターンして農業従事者となり、将来3親等以内の親族の経営を継承し農業経営を行う、又は農地保有適格法人の構成員となることが確実な者	次の対象事業の経費の2分の1を補助(上限15万円) ・パソコンの購入経費 ・営農に必要な資格の取得経費	-	-		3
	新規就農相談事業	新規就農希望者	○新規就農希望者からの問い合わせや相談に対応 ○要望に応じた研修受け入れ先の調整・サポートなど (市役所及び農協と連携して実施)	-	-	㈱深川未来ファーム 0164-23-3484 https://fukagawamirai-farm.co.jp/	1
南幌町	南幌町ふるさと就農促進事業	【農業研修型】 ・町内で就農して1年以内の者または就農予定の者 ・町内在住または予定する者 【新規就農型】 ・自ら経営を担う者または法人構成員 ・町内在住または予定する者	【農業研修型】 ・就農に向けて親元または農業生産法人等において研修を受ける者に対し給付を行う ・月額2万円(年間24万円、年2回に分けて支給) 【新規就農型】 ・新規就農し、新たに経営参画する農業者に 対し給付を行う ・月額4万円(年間48万円、年2回に分けて支給) 【備考】 ・農業次世代人材投資事業との併用不可。 ・「農業研修型」受給終了後、「新規就農型」への移行も可能。	随時	要相談	南幌町役場産業振興課 農政グループ TEL011-398-7151(グループ直通) FAX 011-378-2131	3.4
奈井江町	新規就農予定者研修・研修受入農家助成事業	新規就農予定者、研修受入農家	新規就農を希望する者の研修及び、その研修受入農家に対し、研修にかかる諸経費として一部助成を行う。月額5千円(研修期間は、1か月以上2年以内)	-	-	奈井江町産業観光課農政係 0125-65-2118	3.6
	新規就農者就農円滑化助成事業	新規就農者	研修を修了し農業に従事した者に対し、今後の農業活動の一助として助成を行う。定額50千円(1回限り)	-	-		4
長沼町	新規参入農業者誘致等特別対策事業	就農研修者	居住場所の使用料に対し、24月を限度に1月あたり15千円を助成。	-	-	長沼町産業振興課 0123-76-8018 http://www.maoi-net.jp/	8
		受入指導農家	研修生1人につき、1月当たり4万円を助成。	-	-		6
栗山町	農業新規参入者施設等導入助成事業	新規就農者	助成額:500千円以上の施設等導入経費の1/2以内(上限額1,000千円) 助成期間:3年間 ※予算額の範囲内	-	新規就農後3年間	一般財団法人 栗山町農業振興公社 0123-73-2500 メール: http://kuri-agri.org	4
	低コスト圃場整備助成事業		助成額:自力施工を基本とした小規模な農地等の整備。事業内容により助成額変動。(上限額1,200千円、新規就農加算額あり) 助成期間:1年間 ※予算額の範囲内	-	新規就農後3年以内		4.7
	農地流動化特別対策事業		助成額:経営開始3年以内に購入した農地 0.5ha以上2.0ha未満20万円 2.0ha以上4.0ha未満40万円 5.0ha以上50万円 ※予算額の範囲内	-	新規就農後3年以内		4.7
月形町	月形町新規就農者経営開始資金貸付事業	認定新規就農者でかつ町が認めた新規就農者	次の資産、施設等取得する者に500万円を上限に貸付 貸付対象…農地、農業用施設、農業用機械、家畜 貸付条件…利率~無利子、貸付期間~10年以内(うち据置3年以内)	-	-		4.7
	月形町新規就農者等誘致促進事業	1年以上3年以内の期間で農業実習を受けける町が認めた新規就農実習者及び認定新規就農者でかつ町が認めた新規就農者	①農業実習を開始してから3年以内に就農に必要な研修に要する費用として20万円以内の額を奨励金として交付 ②就農してから1年以内に農用地の利用権を設定した場合は、1年分の賃借料又は50万円を超えない額の範囲内で、いずれか低い方の額を奨励金として交付 ③就農してから3年以内に次の農業用施設等取得した場合は、取得価格の50%以内又は300万円を超えない額の範囲内で、いずれか低い方の額を交付 助成対象…農業用倉庫及び保冷庫、トラクター及び付属品、ハウス資材及び付属品、農業用管理に使用する除雪機 ④就農予定日前1年以内及び就農した日から5年以内に住宅の新築及び住宅を増改築する場合は、事業費の50%以内又は150万円を超えない額の範囲内で、いずれか低い方の額を交付	-	1世帯	月形町産業課農政係 0126-53-2322 http://www.town.tsukigata.hokkaido.jp/	3.4.8

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あつせん・家賃補助を含む) 9. その他

北海道							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
新十津川町 一般財団法人 ピンネ農業公社	就農進学支援	50歳以下の新規就農者及び農業法人職員	学校教育法に該当する学校の農業に関する学科又は北海道農業大学校に進学し、卒業後直ちに公社事業区域内に就農するとき、4年を限度として月額1万円を助成	-	-	一般財団法人 ピンネ農業公社 TEL:0125-72-2022 FAX:0125-76-4102 HP <a href="http://www.pinne-kousya.jp/contact.html">http://www.pinne-kousya.jp/contact.html</a>	9
	就農技術支援	50歳以下の新規就農者	受入指導農業者のもとで就農計画に基づく研修を行うとき、2年を限度に月額5万円を助成	-	-		3
	短期研修支援	50歳以下の新規就農者及び農業法人職員	就農後3年以内に北海道農業大学校等において宿泊研修を受けるとき、研修に要した経費(1研修あたりの上限5万円)を助成	-	-		3
	住宅賃借料支援	50歳以下の新規就農者(経営者と同居する場合を除く)	研修期間中及び就農後1年以上居住する場合、公社事業区域内において2年を限度に月額賃借料の1/2または上限1万5千円を助成	-	-		9
	免許取得支援	50歳以下の新規就農者及び農業法人職員	大型特殊・けん引・フォークリフトの免許取得費用の1/3(上限10万円)を助成	-	-		9
	農用地取得債務保証料支援		就農3年以内に農地を取得するための経費を借入れし(上限3千万円)、その残高に債務保証を付加するとき、5年を限度に債務保証料(上限10万4千円/年)を助成	-	-		7
	農業施設整備取得債務保証料支援		就農3年以内に農業用機械等を取得するための経費を借入れし(上限2千万円)、その残高に債務保証を付加するとき、5年を限度に債務保証料(上限6万9千円/年)を1度に限り助成	-	-		4
	就農生活支援	就農研修等(他市町村実施のものでも可)を終了した50歳以下の新規就農者(経営主の農業専従者となる者を除く)	就農初年の生計を維持するため、就農した日から1年を限度に1人世帯は月額5万円、2人以上の世帯は月額10万円を助成	-	-		9
	住宅確保支援		就農後5年以内に住宅の新規購入(中古住宅を含む)又は増改築等をするとき、要した費用の1/2(限度額50万円)を1度に限り助成	-	-		9
	農用地賃借料支援		農業経営基盤強化法に基づき農用地の賃借契約において利用権を設定したとき、就農した日から5年を限度に年間賃借料の1/2(上限20万円)を助成	-	-		9
農業法人参画支援		就農後5年以内に農業法人に出資し、構成員として法人経営に参画するとき、出資額の1/2(上限30万円)を助成	-	-	9		
妹背牛町	新規学卒等就農記念贈呈事業	新規学卒者等	新規学卒者等の就農に対し、50,000円を贈呈する。	-	-	妹背牛町農業振興推進協議会 (町農政課内) 0164-32-3205	9
	農業研修生受入事業	受入指導農家	農業研修生受入指導農家に対し、指導助成(1,500円/日)、滞在助成(25,000円/月)を交付する。1人につき最長2年間。	-	-		6
秩父別町	産業後継者新規就業支援金貸付事業	年齢が45歳未満で就業した日から起算して6か月を経過し、次のいずれかに該当する者とする。 1.秩父別町に住所を有すること 2.公租公課の滞納がないこと 3.学卒後継者及びヒューマン後継者等については、自営業等の経営を引き継いで経営者となる意思を有し、同時に申請時の経営者がその意思を認めるものであること 4.新規就業者については、自ら興した新たな自営業等を将来的に継続する意思があること 5.交付申請時に、対象となる自営業等に従事していること 6.支援金の貸付決定の日から10年以上秩父別町に住所を有するとともに、対象となった自営業等に従事すること	交付金額は、自営業者等1経営体につき1人とし、50万円	-	-	産業課産業グループ (農政担当) 0164-33-2111 <a href="http://www.town.chippubetsu.hokkaido.jp/">http://www.town.chippubetsu.hokkaido.jp/</a>	9
	農業体験実習生受け入れ事業	25歳以上40歳未満の健康な独身女性	受け入れ農家による農業実習(実働8時間程度・休日は原則日曜日 ※応相談) 町で公営住宅を手配 日当4,000円支給 1か月以上滞在された方は帰りの旅費を支給	4月中旬～10月中旬の期間で原則1ヶ月以上 (現在は受け入れを休止中で、状況を見て再開予定)	年間2名程度		2

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇用費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

北海道							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
雨竜町	雨竜町新規就農者育成事業	・新規就農者 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年就農計画の認定を受けた者 ・新規就農予定者 自立して農業経営するまでの間、農業研修等により営農技術を習得しようとする者	・新規就農者 (1)農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権設定期間のうち、5年間に係る賃借料の2分の1、及び農地保有合理化事業による農用地の賃借契約を締結している期間のうち、5年間に係る賃借料2%のうち1%分の額、同事業の長期貸付事業については、10年間に係る借料率2.75%のうち0.75%分の額 (2)就農開始後、農用地等、農業経営に係るものの取得に対し、賦課される固定資産税相当額を5年間 (3)農業経営に必要な農用地、農業用施設等取得導入するため借入した農業関係制度資金の3,000万円を限度として、その償還利子のうち1%以内を12年間 (4)雨竜町内の住宅に入居した場合、その住宅料のうち2分の1の額を、月額1万5千円を限度に研修期間を含めて3年間 (5)就農開始後5年を経過した者に対し、営農資金として150万円 ・新規就農予定者 (1)研修手当月額10万円以内で2年間を限度 (2)雨竜町内の住宅に入居した場合、その住宅料のうち2分の1の額を月額1万5千円を限度に、就農後の期間を含め3年間 (3)研修期間における傷害保険料	-	-	雨竜町農業地域担い手育成センター 0125-77-2213 nourin@town.uryu.hokkaido.jp	3,4,7,8
	雨竜町農業短期研修生受入事業	・20歳以上45歳未満 ・将来本町において就農または農業従事者となることを希望する者	町内において新たに農業を営むことを希望する研修生に対し、研修に要する経費の一部を助成する。 (1)研修手当 研修生に対し、研修手当として月額3,500円を支給する。 (2)宿泊費助成 研修生に対しその期間中、町内の宿泊施設を利用する場合に限って、その宿泊費用を負担する。 (3)研修生指導謝金 研修生の受入農家に対し指導謝金として月額3,000円を支払う。 (4)研修支援補助 前3項の他に研修期間中必要と認めた費用の一部、又は全部を予算の範囲内において支援補助することができる。	4～6月・9月	5人		3,6
北竜町	住宅家賃助成	新規就農予定者(研修者)	研修期間中の住宅家賃を助成 住宅家賃の1/2を助成(上限1万円)	随時		北竜町 産業課 農業担い手係 0164-34-2111 http://www.town.hokuryu.hokkaido.jp/content/kurashi40.php	8
	営農実習支援補助金	受入指導農家	新規就農予定者を受入れ技術指導した農家 月額10万円交付	-			6
	農用地等賃借料助成金	認定新規就農者	農業経営基盤強化法等により、賃借契約した農用地等賃借料を助成 賃借料の1/5を5年間助成	-			7
	経済支援補助金		農業経営基盤強化法等により、取得した農用地等に係る固定資産税相当額を3年間交付	-			7
	経営自立安定助成金		農用地等取得するために借入れた制度資金の1/10を借入れた翌年度から5年間助成(上限250万円以内)	-	定めなし		7
	利子補給助成金		農用地等取得するために借入れた制度資金(上限2,000万円)の借入利率が2%を超えた分を5年間交付	-			6,9
	住宅修繕等補助金		就農開始から3年以内に、居住用として購入した住宅の修繕・増築・改築等にかかる費用の1/5を助成(上限250万円)	-			7,8,9
	ハウス助成		メロン・すいかの栽培ハウスに対し8割を助成(JA 5割・北竜町 3割)	-			4
	ひまわりバンク育成基金	新卒就農者・Uターン者	就農後、満2年経過し引き続き就農することが確実と認められる者 に対し就農奨励金支給事業として60万円を支給(46歳未満まで)	-	-		4,9
	北竜町農業短期研修生受入事業	・20歳以上45歳未満 ・将来本町において就農または農業従事者となることを希望する者	町内において新たに農業を営むことを希望する研修生に対し、研修に要する経費の一部を助成する。 (1)研修手当 研修生に対し、研修手当として月額3,500円を支給する。 (2)宿泊費助成 研修生に対しその期間中、町内の宿泊施設を利用する場合に限って、その宿泊費用を負担する。 (3)研修生指導謝金 研修生の受入農家に対し指導謝金として月額3,000円を支払う。 (4)研修支援補助 前3項の他に研修期間中必要と認めた費用の一部、又は全部を予算の範囲内において支援補助することができる。	4～6月・9月	5人		

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

北海道

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
沼田町	沼田町農業新規参入推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>概ね22歳から40歳未満で、心身ともに健康で、農業経営者となることに強い意欲と覚悟を有する方</li> <li>沼田町内において、花き生産を主体とした独立・自営就農を目指す方</li> <li>共同経営者となる配偶者等を有し、共に就農研修を受けることができる方</li> <li>地域の共同作業や行事に積極的に参加するなど、地域の方々と交流を深め、信頼関係を構築することができる方</li> <li>就農時に北いぶき農業協同組合の正組合員となり、組合の事業や活動に積極的に協力できる方</li> <li>既往の負債がなく、自己資金を200万円以上用意できる方</li> <li>農業次世代人材投資資金の受給や農業関係制度資金の借入れに必要な連帯保証人を2名確保できる方</li> <li>自動車運転免許を有し、自家用車を持参できる方</li> <li>研修期間：2年間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修手当の支給(月額7万5千円/世帯、最長2年間支給)</li> <li>住宅料支援(指定した住宅に居住した場合、月額2万円を限度に最長2年間支給)</li> <li>研修支援補助(研修期間中、研修上必要と認められた費用の一部又は全部を補助)※傷害保険料等</li> <li>実際の就農に向けたきめ細かな支援(就農時及び就農後の支援)</li> <li>就農支援金の支給(独立・自営就農した場合に100万円/世帯を支給)</li> <li>農用地等取得支援(就農から概ね5年以内の農用地等の取得に係る費用の1/2以内、200万円/世帯を限度に補助)</li> <li>農用地等賃借料支援(就農から5年間、農用地等の賃借料の1/2以内、月額7万5千円/世帯を限度に補助)</li> <li>農業用機械等導入支援(就農時に導入する農業用機械・施設等の経費の1/2以内、300万円/世帯を限度に補助)</li> <li>※国等の補助対象となるものは、国等の補助率を含めて1/2以内</li> <li>固定資産税負担軽減支援(就農から5年間、農用地等、農業用機械)</li> <li>施設に賦課される固定資産税額を助成</li> <li>雇用労働力確保支援(就農から5年間、労働力を確保するため雇用した場合、月額15万円/世帯を限度に資金の1/2以内を補助)</li> <li>農業関係制度資金利子助成(就農から概ね5年以内に農用地等を取得するため農業関係制度資金を借り入れた場合、その償還利子相当額を助成)</li> <li>園芸ハウス導入支援(施設園芸用のビニールハウスの新規導入に係る経費の80%、200万円を限度に補助)</li> <li>研修経費支援(自主的な研修受講に要する旅費等の経費を補助)</li> </ul>	令和3年4月1日～令和3年12月末日	1組(夫婦2名)	ぬまたアグリファーム 0164-35-2113 http://www.town.numata.hokkaido.jp	3,8.9
	沼田町農業研修生受入事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>心身ともに健康な方</li> <li>沼田町内において就農若しくは農業従事を希望されている方</li> <li>年齢概ね22歳以上40歳未満の方</li> <li>研修期間：短期研修 1泊2日以上、基本研修 4～5ヵ月程度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修手当の支給(月額3,500円)</li> <li>傷害保険料補助(月額1万5千円を上限)</li> <li>研修期間中の食費支援(月額500円)</li> <li>住宅料支援(指定した住宅に居住する場合の住宅料を支給)</li> <li>研修支援補助(研修期間中、研修上必要と認められた費用の一部又は全部を補助)</li> <li>※傷害保険料、寝具借上補助等</li> </ul>	令和3年4月1日～令和3年9月末日	-		2,3.9
札幌市	札幌市新規就農支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新規就農者 次の各号のいずれかに該当するものとする。</li> <li>(1) 新たに独立・自営により経営を開始してから5年以内の者</li> <li>(2) 農業に従事してから5年以内の者が役員の過半を占める法人</li> <li>(3) (1)、(2)の者を2名以上含む農業者で組織する団体であり、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農畜産物の生産、加工、流通、販売に関する機械又は施設、資材等の取得等に補助金を交付(事業費50万円未満、補助率2分の1以内)</li> </ul>	-	予算の範囲内	札幌市経済観光局農政課 011-211-2406 URL: http://www.city.sapporo.jp/keizai/nogyo/index.html	4
石狩市	就農研修期間生活費助成	研修生(審査あり)	研修期間中8万円/月(最大2年間)	-	3人/年	石狩市農業総合支援センター 0133-66-3345 Mail:ishishien@city.ishikari.hokkaido.jp	3
	就農研修期間低価格住居斡旋	研修生(審査あり)	研修期間中 約1万円/月(最大2年間)	-	3人/年		3
	農地賃借料及び家賃助成	経営開始から最大3年間	農地賃借料・賃借料の1/2(ただし5年以上の長期契約のみ対象) 家賃助成・家賃の1/2以内を助成(市内住居最大2万円/月)	-	-		7.8
	ビニールハウス購入助成	経営開始から最大3年間	ビニールハウス資材購入価格の1/2以内助成(最大5棟迄)	-	-		4
	給水施設設置支援助成	経営開始から最大5年間	最大10万円(一人一回限り)	-	-		4
	就農時設備投資支援助成	経営開始から最大5年間	最大50万円(一人一回限り)	-	-		4
	グリーンサポーター事業	要普通免許(但し、高校生等に関しては、学校の許可が必要)	所定資金を支給されながら、地域農業の体験及び実習。また、実習期間中の住居についても、低価格住居斡旋	-	-		2.8
当別町	-	新規就農者	<ul style="list-style-type: none"> <li>就農準備支援金(1回限り) 単身45万円 夫婦60万円</li> <li>ビニールハウス等導入支援金(就農後2年以内・1回限り) 200万円を上限とした補助対象経費1/2の助成</li> <li>研修支援金 月3万円(予算により変動あり)</li> <li>※各支援に要件がありますのでご相談ください</li> </ul>	-	年間2組	当別町農業総合支援センター 0133-23-2552 http://www.ja-kitaishikari.or.jp/contents/shien/	3.9
	-	農業体験者	怪我をした場合等の傷害保険の全額助成	-	-		9
新篠津村	第9次農業振興計画「人づくり対策」	村農業振興センターで開講の「農業塾」塾生	「農業塾」座学・視察研修経費、農業機械研修費用全額助成	2年に一度6月開講(次回は令和4年6月開講)	-	新篠津村農業振興センター 0126-58-3611	3
		新規就農者・農業後継者の正組合員(就農5年以内)	大型特殊免許等の取得に係る費用を半額助成	-	-		9

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇用費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

北海道							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
北広島市	新規就農者支援金交付事業	認定新規就農者	認定就農者で、市内に居住し、かつ、市内において農業に従事している者について下記のとおり支援金を交付 ・認定新規就農者の届け出をした年度の翌年度から起算して3年度を経過した年度以後2年度を支援対象期間とし、農業設備の維持補修費、資材購入費、農地の賃借料等について3分の1以内の額を交付(その額が一つの年度につき30万円を超えるときは、30万円)	-	-	北広島市経済部農政課 011-372-3311	4
		認定新規就農者	認定新規就農者で、市内に居住し、かつ市内において農地を賃借して農業に従事している者について下記のとおり支援金を交付 ・農地の賃借権の取得後最初に当該農地に農作物を作付けした日の属する年度から起算して3年度を支援対象期間とし、農地の賃借料について2分の1以内の額を交付(その額が一つの年度につき25万円を超えるときは、25万円)	-	-		4
千歳市	千歳市農業振興条例助成金(第12条の2)	新規就農者(国の助成金活用者は助成対象外)	新規就農者に対する給付金の給付(2年間) 個人:月額5万円	-	-	千歳市産業振興部農業振興課 (0123)24-0612 nogyoshinko@city.chitose.lg.jp	4.9
公益財団法人 道央農業振興公社(江別市・千歳市・恵庭市・北広島市)	1. 新規就農研修	道央地域(江別市、千歳市、恵庭市、北広島市)において個別経営又は法人構成員として就農をめざす概ね35歳以下の者(※年齢については、要件緩和を現在検討中)	1年目は当公社のトレーニング圃場で作物栽培の基本技術を学び、2～3年目は就農予定地の指導農家で実践的な技術を学ぶ。 ①1年目は研修手当として月額16万円を8カ月間支給、2～3年目は農業次世代人材投資資金(準備型)を活用。 ②指導農家への指導手当は月額64,000円を8カ月間。 ③年7回程度、外部講師による農業技術や経営管理に関する講義・演習、管内・管外の視察を内容とする研修を実施。 ④道立農業大学校や花・野菜技術センターの専門研修(短期)に参加する場合は旅費等を支給する。	10月～11月	2～3名	公益財団法人道央農業振興公社 業務部担い手支援課 0123-39-6057	2.3,6
	2. ニューファーマー育成研修	JA道央管内の農業後継者である新規就農卒者及びUターン者	就農する前に、JA道央の臨時職員として、1年目は農協の実務に携わりながら地域農業や農協業務について学び、2年目は先進農家等で実践的な農業技術を学ぶ。 ①農協が研修期間について臨時職員として雇用する。 ②道央農業振興公社が新規就農研修生向けに実施する研修を受講。 ③道立農業大学校やJAカレッジ等の短期研修に参加。	10月～11月	2～3名		2.3
黒松内町	黒松内町農業後継者就農支援奨励金	本町に住所を有し、町内に現に農業を営んでいる又は営んでいた者の子弟で、農業後継者として新たに町内において農業に従事する者又は農業経営を行う者。ただし、農業法人にあつては、構成員の子弟に限る。	交付対象後継者に対し、奨励金として100万円を交付する。	-	-	黒松内町担い手育成センター(黒松内町産業課) 0136-72-3835 http://www.kuromatsunai.com/farmer/index.html	3
	黒松内町農業担い手育成奨学金貸付制度	1) 高等学校又は大学等に進学した者で、黒松内町で農業経営の担い手になろうとする者 2) 心身ともに健康で、将来農業経営者又は補助者としてふさわしい資格を有する者	1) 高等学校に在学する者 月額 12,500円 2) 大学等に在学する者 月額 50,000円 ※奨学金は、無利子とする。 ※奨学生が、第2条に定める高等学校又は大学等を卒業後、引き続き5年間自家の農業に基幹的に従事したとき若しくは農業経営の補助者として従事したときは、奨学金償還の債務を免除する	-	-		6
	1) 農用地等賃借料助成事業 2) 農用地等取得費助成事業 3) 農用地等取得借入金利子補給事業	新規就農者	1) 新規就農者奨励金～100万円 ※ 新規就農者として農業経営開始後の1年を経過したとき及び5年を経過したとき 2) 農用地等賃借料助成金～農用地賃借料の2分の1以内(新規就農から6年間で限度とする) 3) 農用地等取得費助成～農用地等の取得費の3分の1以内 限度額300万円 4) 農用地等取得借入金利子補給～農用地の取得に要する借入金の利子相当額(5年間で限度とする) ※ 新規就農から5年以内に取得したものが対象	-	-		9
	農業体験実習支援事業	農業研修者	支援金 月額3万円 住宅料の10分の10以内(1万円を限度額に加算)	-	-		9
	就農研修支援事業	就農研修者	支援金 独身者 月額15万円 配偶者又は扶養者がいる場合 月額20万円	-	-		7

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

北海道							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
二七〇町	担い手育成事業	町新規就農認定を受けた者及び青年農業者	○青年研修制度 1 助成金の使途 先端的農業技術の習得を目的とした派遣助成 2 対象研修内容 1) 農業試験場の長期専門研修(7日間以上) 2) 先進地留学等研修(7日間以上) 3) 先進技術の資格や機材の取得 4) 特に町長が認めた研修等 3 助成限度額 200千円/回	-	-	二七〇町役場農政課農政係 0136-44-2121	3
		町新規就農認定を受けた者	○新規就農資金(親元就農) 1 資金の使途 指定された教育機関における修学に必要な授業料、教材費、調査研究費等 2 融資限度額 1,000千円 3 融資回数 1回限り 4 金利 無利子 5 償還期間 10年以内(据置期間含む) 6 措置期間 5年以内 7 償還方法 年賦償還 8 償還免除 就農期間5年超過後 ○新規就農資金(小規模) 1 資金の使途 指定された教育機関における修学に必要な授業料、教材費、調査研究費等 2 融資限度額 300千円 3 融資回数 1回限り 4 金利 無利子 5 償還期間 8年以内(据置期間含む) 6 措置期間 5年以内 7 償還方法 年賦償還 8 償還免除 就農期間5年超過後	-	-		3.4
		町新規就農認定者及び青年農業者	○青年研修制度 1 助成金の使途 先端的農業技術の習得を目的とした派遣助成 2 対象研修内容 1) 農業試験場の長期専門研修(7日間以上) 2) 先進地留学等研修(7日間以上) 3) 先進技術の資格や機材の取得 4) 特に町長が認めた研修等 3 助成限度額 200千円/回	-	-		3
喜茂別町	喜茂別町定住促進基本条例(喜茂別町新規就農促進事業)	・町内に住所を有する者 ・喜茂別町から青年等就農計画の認定を受けた者 ・青年等就農資金の貸付決定を受け、貸付が実行された者	青年等就農資金の借入をした新規就農者に対し補助金を交付する。 青年等就農資金の借入額の1/2以内とし250万円を上限とする。ただし、農業ビニールハウス(100坪タイプを棟を上限)、加温及び灌漑設備を整備する場合は8/10以内とする。	-	-	喜茂別町産業振興課農林耕地係 0136-33-2211 www.town.kimobetsu.hokkaido.jp	4
共和町農業後継者対策協議会(共和町)	農業後継者対策事業	農業後継者(U・ターン等の新規就農者を含む)	1. 農業視察研修:各種農業視察及び研修に係る費用の一部支援や会議の開催。 2. 資格取得支援:各種資格取得に係る費用の一部支援。 3. 農業後継者研修:土壌分析研修生(農業後継者)の研修に係る支援。 4. 花嫁対策:婚活イベントの開催、後継者の妻に対する交流会等の開催。 5. 組織対策:農業青年組織への助成金による活動支援。 6. 就業支援:新規就農者及び新カップルに対する励み会の開催及び就農祝い金の贈呈。 ※関係機関・団体で構成する協議会の内、町と農協で事務局を担う。例年、各種事業における支援メニューの検討と予算付けを行い、予算の範囲内において、それぞれ事業を実施。	青年農業者全般(新規就農者を含む)	-	共和町農業開発センター 0135-74-3925	9
仁木町	農業担い手育成事業	新規就農者(50歳未満)	就農計画を認定、本町に居住・営農、農地を新たに取得後1年を経過した方に奨励金50万円を交付する。	-	-	仁木町産業課農政係 0135-32-2515	4
		農業後継者(新規学卒、U・ターン者等で50歳未満)	就農計画を認定、後継者として本町に居住・農業に従事し、5年を経過した方に奨励金50万円を交付する。	-	-		4
	新規就農者支援事業	50歳以上の新規就農者	農地の所有権を取得した日から1年を経過し、引き続き農業に従事すると見込まれる方に取得面積に応じ給付金を支給。 0. 3ha以上～20万円 0. 1ha以上0.3ha未満～10万円	-	-		4
余市町	余市町新規就農者農業研修家賃助成	研修期間が1年以上、家賃月額1万円以上	助成期間は3年以内とし、助成額は家賃の1/2以内で月額1万円以内。	随時	人数制限無	余市町農林水産課 0135-21-2123	8
苫小牧市	新規就農者等支援事業補助金	・農業次世代人材投資資金受給者 ・親元の経営継承した者又は親元の農業生産法人の共同経営者になった者 ・その他市長が認めた者 ・苫小牧市地域農業再生協議会 ・その他市長が認めた団体等	苫小牧市で新規就農、親元の経営継承した者等に対し、経営の負担軽減や、就農に対する関心を高めて担い手不足を解消するため、関係団体の指導のもと補助金を交付する。 ＜補助する対象＞ ・農業施設、機械及び器具等 ・牛、馬、豚及びめん羊等 ・その他市長が必要と認めたもの ＜補助交付額＞ ・1戸あたり最大50万円とし、予算の範囲内で交付する。	-	-	産業経済部産業振興室農業水産課 0144-32-6452 http://www.city.hokkaido.tomakomai.jp/kanko/nosui/	4
伊達市	新規就農者受入推進事業	新規就農研修生 ※但し、伊達市農業担い手育成センターが認定した施設野菜研修プログラムに則した研修を行う者に限る。 ※伊達市での独立営農 ※夫婦での独立営農 ※独立後に伊達市農協組合員になること ※十分な自己資金があること ※概ね45歳未満であること	1. 伊達市就農支援給付金(生活支援) ・月10万円の生活資金を給付。 ・支援期間は最長2年間。 2. 伊達市就農支援給付金(住宅支援) ・家賃から自己負担額(1万5千円)を差し引いた額を給付。 ・支援期間は最長2年間。	4～6月(体験研修:7～8月) (選考期間:8～9月) (研修開始:10月～)	年1名程度	伊達市経済環境部農務課農政係 0142-82-3201 mail:noumu@city.date.hokkaido.jp ホームページ http://www.city.date.hokkaido.jp/	9

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

北海道							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
壮瞥町	就農助成金	就農研修を修了した新規就農者	A.農用地の取得に対する助成 助成金等交付の対象経費：年50万円を限度 助成金等交付の期間：就農開始時から1年以内	-	-	壮瞥町産業振興課農業振興係 電話 0142-66-2121 FAX 0142-66-7001 <a href="https://www.town.sobetsu.lg.jp/chosei/sangyo/nogyo.html">https://www.town.sobetsu.lg.jp/chosei/sangyo/nogyo.html</a>	7
			B.農用地の賃借料に対する助成 助成金等交付の対象経費：1/2以内で年10万円を限度 助成金等交付の期間：就農開始時から5年間	-	-		7
		就農研修を修了した新規就農者及び就農後継者	C.農業用施設及び機械等の取得に対する助成 助成金等交付の対象経費：年200万円を限度 助成金等交付の期間：就農開始時から1年以内	-	-		4.7
	就農研修資金	就農研修者	就農研修経費に対する資金貸付 資金貸付の期間：就農研修開始時から1年以内 資金貸付の基準：月額8万円(新規就農者) 月額6万5千円以内(就農後継者)	-	-		
厚真町	農業後継者総合育成対策事業	①町内に現住所・居住 ②20歳以上45歳未満 ③就農から5年を経過していない ④営農計画が一定の基準を満たす	事業対象経費 (新規就農者) ①農用地等の取得、賃貸料 ②農用地等の基盤整備費用 ③農業施設・機械の取得費用(リース料も含む) ④農業用排水施設整備費用(井戸・素掘側溝等) ⑤就農開始の経費(生活費を除く) ※就農開始に伴う経費が対象 (農家後継者) ①農用地等の取得、賃貸料 ②農用地等の基盤整備費用 ③農業施設・機械の取得費用(リース料も含む) ④新規分野への参入経費(6次化等) ※規模拡大や新規分野へ取り組む経費が対象 補助額 ・対象経費の2分の1を補助(新規参入者は定額補助(4)を除く) ・予算の範囲内で上限150万円	随時	-	厚真町産業経済課農業グループ 0145-27-2419 担い手育成センターHP <a href="http://www.town.atsuma.lg.jp">http://www.town.atsuma.lg.jp</a>	4
	厚真町担い手育成夢資金	厚真町認定後継者の認定を受けた者	町とJAが連携して行う融資制度(JAより貸付) 融資額 (新規就農者) 最高240万円 (120万円償還免除) (5年据置・償還10年) (農家後継者) 最高60万円 (60万円償還免除) (5年据置・償還10年)	随時	-		4
安平町	新規就農者招致育成事業	新規就農者	1.新規就農者奨励金及び利子補給金[5年間] □経営開始から1年以内に賃借した農用地等の年間賃借料の1/2以内の助成 □経営開始から3年以内に取得した農用地等の固定資産税相当額の助成 □経営開始から3年以内に農用地等の取得のため借り入れた農業関係制度資金の借入金利子に対する1.0%以内の利子補給[対象借入金の限度額500万円] □経営開始に必要な農業用機械・施設の導入、農地取得等に対する助成金導入経費の1/2以内(限度額300万円)	-	-	安平町役場 農林課農政・畜産グループ 代表 0145-22-2511 直通 0145-22-2515(内線251) <a href="http://abira-ninaite.jp/">http://abira-ninaite.jp/</a>	4.7
		就農研修生	2.就農研修生奨励金 □住宅料の1/2以内(上限15,000円) □特別研修受講費の10/10	-	-		3
		受入農業者 農業指導団体	2.営農指導費助成金 □体験実習生に対して行う生産技術等の指導に対し、月額1,000円を助成[60日以内] □就農研修生に対して行う生産技術や経営管理等の指導に対し、月額30,000円を助成[2年以内]	-	-		6
		体験実習生	1.体験実習生奨励金 □体験実習生が体験実習を終えたときは、30日以上60日以内の範囲で1日当り1,000円の奨励金の交付	-	-		9
	新規就農定住促進事業	新規就農者	1.新規就農定住促進助成金 □町内において、新たに農業経営を開始するものに対し、20万円を助成。[概ね23歳以上～40歳未満の者で5年以上農業に従事することが確約した者に限る。]	-	-		9
むかわ町	むかわ町新規就農定住促進事業	町内で独立就農する認定就農者	<事業概要> ・独立営農に必要な初期投資の一部を助成 <助成内容> ・就農時300万円以内	-	-	むかわ町産業振興課農政グループ 0145-42-2330 むかわ町地域担い手育成センター 0145-42-5588 <a href="http://www.mukawa-ninaite.jp/">http://www.mukawa-ninaite.jp/</a>	9
	研修助成金	むかわ町地域担い手センターが認めた実践研修者	<交付内容> ・月額10万円以内。原則2年以内。	-	-		3

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

北海道							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
日高町	日高町新規就農促進対策事業	新規就農者	経営開始3年間、農業経営に必要な経費の1/2を補助。 期間合計限度額は18～50歳未満500万円、50歳以上300万円	-	-	日高町 農務課 01456-2-6185 http://www.town.hidaka.hokkaido.jp/	4
	日高町新規就農者受入(体験実習)	日高町新規就農者受入事業(体験実習)	概ね2週間～1カ月。 無償貸付住宅を準備。(1戸) ※光熱水費は本人負担	酪農は通年 施設野菜は4月～10月	-		9
平取町	平取町新規参入者就農促進対策事業	新規参入希望者: 町内で2年間程度の農業研修を行い、新たに農業経営を開始しようとする、町から青年等就農計画の認定を受けた者(認定新規就農者)。 原則として研修開始時に20歳以上45歳以下であること。	(1)施設整備・農業機械等の整備に要する経費に対する補助 補助率1/2以内(上限500万円)とし、JAびらとりが整備する新規就農者用リース農場に対して助成する。 (2)研修等に要する経費に対する補助 実践的農業研修期間内における特別研修(農業機械研修、経営研修等)の受講に要する経費を助成する。	申込期日:原則10月31日まで	夫婦2組/年	平取町農業支援センター 01457-2-2383 http://belucky.sakura.ne.jp/	3,4
	平取町農業者就農促進対策事業	農業後継者: 町内で就農する18歳以上50歳以下で、農業経営を引継ぐ認定農業者、認定新規就農者及び認定を受けることが見込まれる者(法人を含む)。	直接生産に必要な施設等の新たな投資に要する経費に対する補助 補助率1/2以内(上限400万円)とし、以下に掲げるもののうち1つについて補助する。 (1)栽培ハウス施設及び付帯設備 (2)畜舎の新築及び増改築 (3)農地の取得および借受 (4)農地の基盤整備 (5)家畜等の購入	-	-	平取町産業課農政係 01457-2-2223 http://www.town.biratorihokkaido.jp/	4,7
	平取町農業研修生受入対策事業	新規参入希望農業研修生を受け入れる農家	(1)受け入れる農業研修生1人につき1ヵ月当たり4万円を交付。 (2)交付対象期間:農業研修1年目の4月から11月の最長8ヵ月間。	-	-	平取町農業支援センター 01457-2-2383 http://belucky.sakura.ne.jp/	6
新冠町	農業支援員制度	新規就農希望研修者(地域おこし協力隊として活動出来る者)	地域おこし協力隊員を個人事業主として農業支援員業務を委託し、最大3年間の業務(研修)に対し、就農サポートを実施する。 ○月額委託料 233,000円/月 ※月額委託料に、配偶者加算6,500円・扶養者加算1人10,000円あり ○活動支援補助金 ・消耗品費 30,000円～50,000円/年間 ・車両経費 30,000円/月 ・家賃経費 30,000円以内/月 ・通信機器利用料 10,000円/月 ・福利厚生 国民年金・国民健康保険税の1/2(配偶者分含む) ・資格取得費用 町が指定する資格の取得費・技能講習費用の全額 ・転居費用 100,000円～300,000円 ※独立就農に伴う転居費用(着任時の費用は対象外)	令和3年6月1日～11月30日まで	1名程度募集	新冠町産業課産業グループ農産係 0146-47-2183 http://nikappu.jp	2,3
	担い手育成支援対策事業	新規就農者(18歳以上45歳未満の個人) ※町内農家において2年以上の研修を終えた者	・営農に必要な農地、農業用施設、農機具、住宅等の取得及び研修費用に対し補助率1/2以内(上限500万円) ・農業支援員卒業生が新規就農する場合に就農支度金100万円を交付 ・農家子弟が新規就農し、大特免許等を取得した場合に、所得費用の1/2助成	-	-		4,7,9
	農業後継者親元就農奨励金	子弟が親元就農した経営体	親元就農後の2年間に亘り、500千円/年、合計1,000千円の奨励金を交付	-	-		9
	農業支援員制度	新規就農希望研修者	農業支援員への応募を予定されている方を対象に、現地見学のため来町する際にかかる宿泊費及び航空賃の1/2を助成(1泊2日程度簡単な農業体験、先輩新規就農者との懇談等)	-	2組程度		3
新ひだか町	農業後継者育成推進事業	農業研修生(新規就農希望者)	・研修費 月額85,000円を助成 ・ミニトマト就農希望者 → 1年目:先進農家研修、2年目:静内ハウス団地研修 ・花き就農希望者 → 1年間農業実験センター研修	随時	ミニトマト2組4人、花き1組2人(R4年4月から研修開始、R3年5月時点)		3
		農業体験者	・農業体験手当 日額3,000円 ・3ヶ月以内	-	-		9
	新規就農促進対策事業	新規就農者	・年間の農地賃貸料について1/2を補助(最長5年間) ・農業経営のための借入金について返済における利子額の1/2を助成(最長5年間) ・農業経営のための農地・施設(償却資産を除く)に係る固定資産税額について助成(最長2年間)	-	-	新ひだか町役場第三石庁舎農政課 0146-33-2113 http://shinhidaka-noushinkyohokkai.jp	9
	ビニールハウス整備への支援	新規就農者	・施設園芸資材費、施工費等を最大1/2補助 ※北海道及び町の補助事業を活用	-	-		4
	施設園芸作物土づくり支援事業	新規就農者	・土づくりのための有機肥料投入経費を最大1/2補助 ※ミニトマトのみ	-	-		4
	新規就農支援(就農祝金)	新規就農者	・就農開始1年目に就農祝金として1世帯最大1,000,000円を交付 ※シズナイロゴスの寄附を活用	-	-		4,9

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

北海道							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
松前町	新規就農対策事業	新規就農希望者	肉牛改良センターにおいて、雇用、従事研修生対象の賃貸住宅に入居	令和3年4/1～令和4年3/30	2～3人	松前町農林畜産課畜産係 0139-42-2275 松前町肉牛改良センター 0139-44-2977	8
		新規就農者	賃貸型牛舎、堆肥舎、機械器具等の利用(令和3年度・建設中) 新規就農者対象の賃貸住宅の入居(令和3年度・建設中) (肉牛改良センター敷地内において従事) 1、乾牧草の減免 2、牧野使用料の減免 3、繁殖素牛の確保	令和3年4/1～令和4年3/30	2～3人		8.4
	担い手推進対策事業	農業体験実習希望者	1、宿泊、交通費の助成 2、滞在費の助成	令和3年4/1～令和4年3/30	2～3人		3
北斗市	認定就農者受入農家支援事業	研修生を受け入れる指導農業者及び先進的農家(市長が適当と認めるもの)	研修生の指導を行う受入農家に対する謝礼 研修生1名につき、1日当たり2,000円(25日/月を限度)	-	-	北斗市経済部農林課農林係 0138-77-8811(内125) <a href="https://www.city.hokuto.hokkaido.jp/shigoto/shigoto/noshien/">https://www.city.hokuto.hokkaido.jp/shigoto/shigoto/noshien/</a>	6
	農業新規参入者支援事業	農業新規参入者(北斗市に居住し、新たに北斗市で農業経営を開始した55歳未満の認定就農者)	新規就農後の生活への不安を軽減し、農業経営を軌道に乗せることを目的として一定の助成を行う。 50,000円/月(経営開始から3か年以内) 農業次世代人材投資事業補助金との重複は不可。	-	-		9
知内町	農業体験支援事業	原則18歳以上の学生	交通費一部助成(実費相当上限額20,000円)、滞在費(750～1,000円/1人1泊)	-	-	知内町産業振興課農業振興係 0139-25-6161	3
八雲町	新規就農支援資金	18歳以上51歳未満の就農計画認定を受けた者で、青年等就農資金を利用する者。	青年等就農資金による借入額の1/5、最大500万円までを無利子で貸し付ける。償還期間を10年以内の均等償還とし、営農継続している限り年賦分が毎年償還免除となる。(償還期間中営農継続していれば全額免除)	-	-	八雲町役場農林課 0137-62-2203	4.9
	農業研修者家賃助成事業	町外から八雲町で1年以上の研修を行い、農業の担い手となり得る新規就農希望研修者。	家賃の2分の1まで、最大2万円を助成。	-	-		8

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇用費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

北海道

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
上ノ国町	農業後継者等支援事業	次のいずれかに該当し、町内に定住して農業により生計を営むもの ①50歳以下及び50歳以上で就農開始から5年以内の新規学卒農者、Uターン就農者及び新規参入者 ②女性農業者 ③その他	就農研修及び調査研修に要した費用に対し次の支援を行う。 ①調査研修費(国内旅行3泊4日以内):農作物の栽培技術及び流通調査等に係る経費・日定)に対し、上ノ国町職員等の旅費支給に関する条例により算出した額の1/2以内 ②調査研修費(新函館農業協同組合が実施する海外研修):所要額に対し、1/4以内	-	-	農林課農業林業グループ 0139-55-2311(内線241,243)	3
	農業経営維持強化支援事業	町内に在住し、農産物の販売金額が50万円以上の農業者	農業機械及び農業用施設及びパイプハウスの購入費に対し助成 ①意欲的な取組に必要な農業用機械等の導入経費等 (1)補助対象経費が500万円以内の場合 1/2以内 (2)補助対象経費が500万円を超えて1千万円以内の場合 1/10以内+200万円 (3)補助対象経費が1千万円を超える場合 3/10以内 ②経営の持続化に必要な農業用機械等の導入経費 1/2以内(上限額は1基(棟)につき100万円) ただし、対象者本人または後継者が60歳未満、かつ、補助対象経費が500万円以上の場合は、補助対象経費の1/5以内 ※申請条件 年度(4月から翌年3月)につき、稲作、畑作、野菜、畜産、果樹の分野ごとに1件限度	-	-		4
	ほ場改良事業	町内に在住の販売農家	明暗渠、客土及び除れき等施工費に対し助成。 ①明暗渠、客土及び除れき等施工費×1/2以内(10a当8万円限度) ②公益財団法人北海道農業公社が行う石れき粉碎に係る農業機械の運送費×10/10	-	-		4
	土づくり推進事業	町内に在住し、販売目的の農産物を生産するほ場において、土壌改良資材を施用する農業者	①農業者が行う有機物の施用による土づくりを推進するため、堆肥の購入費に対し助成 堆肥購入費×1/2以内 ②土壌酸度の矯正及びpH調整の目的とする石灰資材、生石灰、消石灰、炭酸カルシウム肥料及び微量いけい酸質肥料等の購入費に対し助成 土壌改良資材購入費×1/5以内(5万円以上に限る)	-	-		4
	サヤエンドウ連作障害対策事業	町内に在住し、生業としてサヤエンドウの生産を行う農業者	連作障害の軽減を図るため、土壌消毒剤であるクロルピクリン剤の購入費に対し助成。 クロルピクリン剤購入費×1/2	-	-		4
	施設栽培作付拡大促進事業	町内に在住し、農産物の販売金額が50万円以上の農業者かつ本事業により導入した施設において、同一作物を3年以上出荷すること	特別振興作物の栽培を目的としたパイプハウス(付属設備等を含む。)の新築又は増築に係る購入経費及び町が推進する施設栽培を目的とした新規作物の導入に係る土壌検査費用に対し助成 パイプハウス(付属設備等を含む。)の新築又は増築に係る購入費 ①補助対象経費が5千万円以内の場合 補助対象経費×3/4以内 ②補助対象経費が5千万円超1億円以内の場合 補助対象経費×5/100以内+3,500万円 ③補助対象経費が1億円超の場合 補助対象経費×4/10以内 新規作物の導入に係る土壌検査費 補助対象経費×1/2以内 ただし、検査結果が基準を満たさず、なお同一の検査を行う場合、基準を満たすまでに要した検査費用(最終分を除く。)については10/10以内	-	-		4
	有害鳥獣駆除対策事業	町内に在住し、電気柵を設置した農業者	ヒグマ等による自給及び飼料用牧草以外の農作物、果樹の被害を防止するため電気柵資材費に対し助成。 電気柵資材費×1/2(10万円限度)	-	-		農林課農業林業グループ 0139-55-2311(内線242,244)
せたな町	せたな町新規就農研修支援事業補助金	・原則45歳未満で町内での就農に強い意欲を持つもの。 ・町内に住所を有する者 ・せたな町農業担い手育成センターが適当であると認める者	新規就農のために6か月以上研修を受ける研修生に対し月12万円を最長2年間支給する。(予算の範囲内)	-	-	せたな町農務課 0137-84-5111 <a href="http://www.town.setana.lg.jp/">http://www.town.setana.lg.jp/</a>	3
	産業担い手育成事業奨励金	新規就農者 ・45歳未満 ・年間150日以上営農 ・5年以上営農	町外からせたな町で新たに農地等を取得し、農業を営む者に対し、奨励金を交付(200万円・1回限り)	-	-		9
旭川市	新規就農確保・育成対策事業	就農希望者	1.農作業体験等の斡旋(農協と連携して実施) 2.農業研修の実施に向けた地域との調整	-	-	旭川市農政部農政課 経営支援係 TEL 0166-25-7417 FAX 0166-26-8624 Mail nousei@city.asahikawa.lg.jp <a href="http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/364/374/378/p005484.html">http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/364/374/378/p005484.html</a>	1
		農業研修生	3.研修期間中の賃貸住宅家賃の半額補助(月額2万5千円上限、最長2年間) 4.研修2年目の実践研修ハウスの設置	-	-		9
		新規就農者(1~5年目)	5.経営開始や経営安定化に必要な設備投資の30%補助(累計300万円上限) 6.農地や農業機械等のリース料の30%補助(年額20万円上限)	-	-		4
		新規就農者(6~10年目)	7.規模拡大、販路開拓、新分野導入等に係る投資・費用の50%補助(累計200万円上限) ※所定の売上高に達しているなどの要件を満たした場合のみ対象	-	-		4
		受入指導農家	8.農業研修の指導に対する謝金の支払い 9.指導方向上のための研修会の実施	-	-		6

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

北海道								
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野	
旭川市	園芸参加者フォローアップ強化事業	農業研修生 新規就農者 農業後継者等	農業センターのほ場・施設等を活用した実地研修や、基本技術研修(座学)による最新の農業技術・資材・品種などの情報提供	-	-	旭川市農業センター TEL 0166-61-0211 FAX 0166-63-2454 Mail nougyoucenter@city.asahikawa.hokkaido.jp http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/364/374/385/p005200.html	2	
士別市	就農研修期間助成	就農研修者	就農研修者に対し、研修期間に応じて助成(最大3年間) 単身者:月額10万円 既婚者:月額12万円	-	-	士別市経済部農業振興課 0165-23-3121 http://www.city.shibetsu.lg.jp/www/index.html	3	
	新規就農者等経営規模拡大支援助成	新規就農者・新規参加者等	新規就農者、新規参加者等に対し、農地賃金の1/2以内の額を助成(諸条件あり)	-	-		9	
	農業体験宿泊費助成	市外在住者	市外在住者に対し、就農体験に係る宿泊費実費を、1万円を限度に助成 ※限度額は1泊あたり5,000円	-	-		9	
名寄市	新規就農者等支援事業	・新規就農予定者	(1)農業技術習得等に関する研修等に要する経費・・・月額10万円(3年以内)ただし地域おこし協力隊は除く	-	-	名寄市経済部農業経営担当 TEL01655-3-2511 FAX01655-7-8080	3	
			(2)研修期間中の生活に係る経費・・・月額12万5千円(3年以内)ただし、地域おこし協力隊及び農業次世代人材投資資金交付期間は支給しない				9	
			(3)研修期間中の家賃に係る経費・・・月額夫婦5万円、単身3万円(3年以内)ただし、農業次世代人材投資資金の対象でない場合は1万円				9	
		・新規就農予定者の受入農家又は指導機関	(4)新規就農予定者に対し、生産技術、経営管理能力や農家生活等の指導に要する経費・・・月額7万円以内(3年以内)ただし地域おこし協力隊の受入農家には支給しない				6	
			・新規就農者 ・独立就農者				(5)就農後5年以内の施設及び機械の導入経費・・・補助率1/2以内限度額150万円(就農後5年以内に1回限り)	4
							(6)就農時における種苗、肥料及び生産資材に係る経費・・・補助率2/3以内限度額50万円(経営開始後2年以内)	4
		(7)取得した農地の土壌改良により農地の条件不利を解消するための経費・・・補助率2/3以内限度額100万円(認定新規就農者になって以後5年以内に1回限り)					4	
		・新規就農者 ・独立就農者	(8)経営開始時、就農準備や経営に係る運転資金等に要する経費・・・月額10万円以内(2年以内)ただし、農業次世代人材投資資金の対象者には支給しない				4	
			(9)経営開始時から3年以内に規則に定める事業で賃貸借により賃借した農用地等の賃借料・・・年間賃借料の1/2(借入年から5年間)				4	
			(10)経営開始時から5年以内に規則に定める事業で取得した農用地等に係る固定資産税・・・固定資産税相当額				7	
			(11)経営開始時から農用地等の取得においては3年以内又は農地保有合理化事業等においては5年以内に規則に定める事業で借り入れた農業関係制度資金の借入金・・・借入金の4/100				7	
		農業後継者支援事業	農業後継者				(12)経営開始時から農用地等の取得において3年以内又は農地保有合理化事業等において5年以内に規則に定める事業で借り入れた農業関係制度資金の借入金償還利子・・・借入利率の1.0%以内	7
	(1)後継者の就農に伴う規模拡大や経営の多角化に必要な施設、機械の導入に係る経費・・・補助率1/2以内限度額50万円(就農から3年以内に1回限り)			4				
(2)技術習得を目的とした先進地視察研修等に係る経費・・・補助率1/2以内限度額10万円(就農から3年以内に1回限り)	3							
(3)収益性の向上に向け3年後を目標として農業所得を5%以上向上する事業計画を策定し、その計画達成のための経費・・・補助率1/2以内限度額100万円(就農5年目から10年目までの間に1回限り)	9							
名寄市農業体験実習受入事業	新規就農を目指す方又は農業に興味のある健康な方で名寄市外の居住する18~40歳までの方及びその配偶者	(4)大型特殊自動車運転免許取得やフォークリフト運転技能講習受講の経費・・・補助率1/2以内限度額5万円(就農から5年以内)	9					
		2泊3日の体験実習中の宿泊施設の提供と農業体験奨励金(道内5,000円、道外15,000円)夫婦で体験実習する場合は5,000円加算)を交付する。	4月~10月末まで	年間3組程度	9			

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

北海道							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
富良野市	農業担い手支援資金貸付事業	新規就農者及び育成団体が認める新規参入希望者	農業担い手育成機構による新規参入コースにより研修することが確実で、機構が規定する自己資金要件を満たしていない者に100万円を限度額として貸し付ける。なお、営農5年継続により100%償還免除。	-	-	富良野市農業担い手育成センター 0167-42-2882	9
	栽培用ハウス資材等無償貸付事業	機構研修生	農業担い手育成機構による新規参入コースの研修生で、現地実践研修農場(就農予定地)に整備した栽培用ハウス資材及び施設等を就農から5年目まで無償で貸付し、貸付期間終了後に整備費用の1/2以内の額で払下げる。	-	-		9
	営農指導促進事業補助金	受入指導農家	農業担い手育成機構が実施する研修時に指導農家が研修生に対し支払う研修手当に対し1/2以内の額を支払う。 ○新規参入コースの農家研修及び雇用作業コースの農家研修 ○体験実習コースの受入農家:日額2,000円	-	-		6
	富良野緑峰高校農業特別専攻科学生確保対策事業補助金	市内農家子弟及び育成団体が認める新規参入希望者又は新規参入者	授業料、海外農事視察費その他必要経費で対象経費のうち、 ・1年生は、10万円以内/年 ・2年生は、30万円以内/年 を助成する。	-	-		9
	農地利用集積円滑化事業(機構独自事業)	農業担い手育成機構新規参入コース研修生	機構研修生が将来的に就農する土地を機構が先行取得し、就農5年間貸付し、その後、買入れた価格で対象者に売渡す。 【売渡価格=機構買入価格-賃貸料(5年間)】	-	-		7
	傷害共済掛金助成事業(機構独自事業)	機構研修生	公益財団法人北海道農業公社が実施する農家研修受入体制強化事業(傷害保険等掛金の一部助成)の助成決定された者に対し、残りの掛金を助成する。 【補助金額=共済掛金-公社助成額】	-	-		9
	農業大学校等研修補助(機構独自事業)	市内農家子弟及び機構が認める新規参入希望者又は新規参入者	機構研修生が北海道立農業大学校、北海道立総合研究所及び北海道農業組合学校が主催する農業研修の受講に要する経費の一部を助成する。【補助金額=受講経費+交通費】	-	-		3
東神楽町	新農業者支援事業(研修準備助成)	農の雇用事業要件を満たし平成31年4月以降に新規就農を目指し研修を行っている者	定額 100千円	-	-	産業振興課 0166-83-2114	3
	新農業者支援事業(住宅家賃助成)	農の雇用事業の要件を満たし、その期間中の家賃に対して助成(最長2年間) ※農の雇用終了後、独立自営就農をした者、若しくは独立自営就農を目指し研修を継続する農業者についてさらに最長2年間助成	上限 30千円/月	-	-		8
	後継者育成事業(研修講習会助成)	40才までの農業者、又は経営開始後5年以内の後継者、新規就農者、農業研修者(農の雇用事業期間中) ※指導農業主・農業主に関する研修(就農5年までの要件除外)	上限 50千円 ※研修の形態により別途上限を設けておりますのでご相談願います。	-	-		3
当麻町	アグリサポート事業	対象者:1ターン研修生 要件:次に掲げるいずれにも該当する者 ア 農家でない世帯の者で、農業研修生として研修開始時に20歳以上46歳未満の者であって、当麻町内で1年間以上の農業研修を行い、新たな資本設備による農業経営を希望する者か、または、農業生産法人の構成員として農業経営を行うことが見込まれる者 イ 北海道就農計画認定制度により知事の認定を受けた認定就農者、または、北海道青年就農給付金事業実施要領(平成24年5月14日付け経営第299号北海道農政部長通知)により準備型の研修計画の承認を受けた者。 その他 町内に住所を有する者であり、助成の対象となる借家等の居住期間が3カ月以上であること。 租税公課を完納していること。  対象者:研修受入者 要件:高度な生産技術・経営管理能力を有するとともに、農業・農村の担い手育成に強い意欲を持つ農家・農業生産法人等であり、座学を含む農業研修等の実施プログラムを作成することができ、かつ実地指導を行うことができる者。	家賃の2分の1以内、ただし、月額2万円を補助金の限度額とする。また、最大適用期間は、研修期間内で連続の2年以内とする。  受入人数に拘わらず、受入期間中1カ月当たり3万円を補助金の限度額とし、30日未満の端数日については1日当たり1,000円とするが、短期研修生の受入に際してのみ、研修受入者宅での民泊を伴う場合、受入人数に拘わらず、受入期間中1日当たり2,000円を上乗せする。なお、研修受入者1経営体ごとに、短期研修生の総受入日数の上限を事業実施年度中4週間以内とする。また、最大適用期間は、1ターン研修生の受入については研修期間内で連続の2年以内とし、短期研修生の受入については、当該1人の受入ごとに事業実施年度中1回限りの4週間以内とする。	-	-	当麻町農林業振興課農政係 0166-84-2123 <a href="http://www.town.tohma.hokkaido.jp/nougyouninate/choudokujisien/">http://www.town.tohma.hokkaido.jp/nougyouninate/choudokujisien/</a>	8
比布町	新規就農者参入支援事業	新規就農者 15歳以上46歳未満 ※認定申請書の提出後、町長が認定(営農計画書添付)	①実践的事前農業研修…営農技術の習得及び指導に対する経費を補助 ・期間…1か月以上2年未満 ・措置…研修者、受入農業者それぞれに100,000円/月を限度に補助 ※ただし、40時間/週以上農業研修に従事すること ②居住支援…比布町に居住した新規就農者の家賃又は室使用料に対し補助 ・期間…2年を限度 ・措置…家賃又は室使用料の1/2以内を補助 ※ただし、15,000円/月限度 ③営農準備資金利子補助…農業経営に必要な農用地又は機械、施設を導入するため借入れた資金に対し利子補助 ・借入限度額…3,500万円 ・措置…貸付利率の1.5%を5年間補助	-	-	比布町役場 産業振興課農政係 0166-85-4805	3,4,7,8

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

北海道							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
上川町	新規就農者誘致特別措置奨励事業	農業経営を意欲的に取り組もうとする者であって、新たに農用地、家畜、農業機械及び施設を取得または賃貸借をして農業で生計を立てるために就農する者、または、共同経営（農業所有資格法人）を行っている農業者に新たに構成員として就農する者（以下「新規就農者」という。）で心身共に健康で概ね23歳以上45歳未満の者で次の各号の一に該当する者をいう。また、本町農業者の子弟で新規学卒者およびリターン等により新たに担い手として農業に就農する者（以下「農業後継者」という。）をいう。 (1) 水田、畑作経営においては、農用地面積が概ね7ヘクタール以上の経営計画を有する者 (2) 畜産経営においては、家畜飼育頭数が概ね25頭以上の経営計画を有する者 (3) 園芸経営においては、概ね2ヘクタール以上の経営計画を有する者 (4) 前各号に該当しない者であって、特に町長が認めた者	(1) 新規就農者 ア 農地保有合理化促進特別事業等により農用地、農業用施設等（以下「農用地等」という。）の賃貸契約を締結している期間（5年以内とし、特別な事由がある場合は更に5年以内の延長期間）、または農業経営基盤強化促進事業による農用地についての利用権設定期間のうち、5年間に係る賃貸料の2分の1を限度として奨励金を交付することができる。 イ 農業経営に必要な家畜・農用地等取得導入するため、借入をした農業関係制度資金（以下「制度資金」という。）に対して、その制度資金額の5分の1を限度として、経営自立安定補助金を交付することができる。なお、経営自立安定補助金の交付額は500万円を限度とする。ただし、前号に掲げる農地保有合理化促進特別事業等により借入した農用地等の購入資金、および経営開始の属する年度から2年以内に借入した家畜導入資金に限る。 ウ 農業経営に必要なために居住用中古住宅の取得及び住宅の一部改修するために要する費用に対して総費用の3分の1を限度として、補助金を交付することができる。なお、補助金の交付額は200万円を限度とする。ただし、経営開始の属する年度から3年以内に取得及び改修した場合に限る。 エ 新規就農した場合、居住用住宅以外の最初に取得した施設等に対し、固定資産税が賦課された年度から3年間固定資産税の額を限度として奨励金を交付することができる。 オ 新規就農した場合、営農資金として原則1年間、一世帯につき月額10万円の奨励金を交付することができる。また、共同経営（農業所有資格法人）を行っている農業者に新たに構成員として就農した場合についても、同額の奨励金を交付するものとする。 (2) 農業後継者 ア 農業後継者に、就農経費として原則1年間、一世帯につき月額5万円の奨励金を交付することができる。 イ 就農後、公共機関等が実施する研修等に伴う交通費および宿泊費等を補助することができる。 2 町は、土地ならびに施設等の斡旋に務めるほか、町長が特に必要と認めた場合は、町有地を貸付し、または売払いすることができる。	-	-	上川町役場産業経済課農林水産グループ 01658-2-4057	4.7.8
美瑛町	担い手総合推進事業	就農時50歳未満の新規参加者	就農時助成：就農時に200万円を助成（法人構成員50万円、法人従業員10万円）	随時募集しているが、期日は研修開始年の前年10月末日まで。	-	(一財)美瑛町農業振興機構 0166-92-2855 E-mail: info@biei-agri-kikou.or.jp HPアドレス: http://biei-agri-kikou.or.jp/	9
		新農業人（後継者、新規参加者、配偶者）	新農業人研修助成：規定の研修を受講修了した者に20万円を交付。研修に係る費用を補助。	※研修は毎年2月開始（2年間）が基本。期日以降に申込の場合には、研修開始年が翌々年になる場合あり。			9
		長期農業研修生	家賃助成：家賃月額3万円を超える額について助成				3
		長期農業研修生、新規参加者	担い手育成支援：新規就農アドバイザーを配置し、就農相談や研修中・就農後の現地巡回等を行い、新規就農者の支援を実施				9
		実践研修を行う者	実践研修支援：実践研修期間中に基本支援3万円/月を支給。また実践支援としてトマトの収穫量実績により30～44万円を支給。				2
上富良野町	新たな農業担い手育成等支援事業	・新卒等就農者 ・新規就農予定者 ・新規就農者 ※町内に住所を有する45歳未満の者、登録・認定が必要となります。	1. 研修学費支援事業：経営に必要な基礎的な知識・技術及び能力の取得を図るために「富良野緑峰高等学校農業特別専攻科」「道立農業大学校」に通学している2年間にかかる授業料、海外農事視察等の費用学費等を助成（上限あり） 2. 住居等支援事業：円滑な研修・就農を支援するために自ら居住するための住宅等にかかる家賃の1/2（上限2万円・24ヶ月以内）及び住宅整備費用（上限30万円・1回限り）について助成	-	-	上富良野町役場 農業振興課農業振興班 016745-6984 http://www.town.kamifurano.hokkaido.jp/	3
		・農業実習受入農家	3. 研修受入支援事業：新規就農予定者の生産技術・経営管理能力や農家生活等の指導にかかる研修の営農指導費用について、研修期間中、2年間で限度に月額10万円を助成	-	-		6

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援（あっせん・家賃補助を含む） 9. その他

北海道

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
中富良野町	中富良野町産業担い手サポート事業	新卒等就農者 (新規学卒者及びUターン者で、町内において3親等以内の親族で農業・商工観光業を営む者の後継者として従事する者) 新規参加者 (町外よりの参加者及び町内に在住し参加する者で、町内に就業する目的を持って実習中の者並びに実際に農業・商工観光業を営む者)	以下①～⑦のとおり	-	-	中富良野町役場 農林課 農政係 TEL: (0167)44-2106 FAX: (0167)44-4876	3,4,5,6,8
	①研修支援助成事業	1 事業実施主体 (1)新卒等就業者 (2)新規参加者 (3)本事業等の認定を受けた者の配偶者 2 提出書類 (1)研修支援助成事業補助金(農業・商工観光業)交付申請書(様式第5号) (2)実績報告書(新規参加者のみ)	(1)単身者 月額5万円(就農計画に基づく研修期間内で24ヶ月を限度とする) (2)既婚者 月額10万円(就農計画に基づく研修期間内で24ヶ月を限度とする) ただし、単身者が研修期間中に結婚した場合は、婚姻届日が15日以下は切り捨て、16日以上は1ヶ月と見なし支給する。	-	-		3
	②研修学費支援事業	1 事業実施主体 (1)新卒等就業者 (2)新規参加者 (3)本事業等の認定を受けた者の配偶者 2 提出書類 (1)研修学費支援事業補助金(農業・商工観光業)交付申請書(様式第6号・6号の2) (2)実績報告書(配偶者の場合のみ) (3)研修費用に係る証明書	(1)研修等の学費実費とし、年額12万円を限度とする。 (2)研修支援事業の期間内で2年間以内とする	-	-		3
	③家賃支援事業	1 事業実施主体 (1)新卒等就業者 (2)新規参加者 2 町内の賃貸住宅に入居し、研修支援助成事業により研修するもので、次に掲げる各号の要件をすべて満たすもの (1)既婚者 (2)賃貸住宅の賃貸借契約を締結していること (3)該当賃貸住宅の家賃の滞納がないこと (4)過去に該当補助事業による補助を受けていないこと 3 提出書類 (1)家賃支援事業補助金(農業・商工観光業)交付申請書 (2)賃貸借契約書	月額の賃貸料の経費の50%の額(ただし、算出された月賃貸料の額が円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる)又は2万円のいずれか低い額に賃貸月数を乗じた額とする。(研修支援助成事業期間内で24ヶ月を限度とする)	-	-		8
	④住宅整備支援事業	1 事業実施主体 産業担い手 2 住宅の増改築で、自己の住居の用に興する部分をリフォームしたもの 3 過去に該当補助事業及び新定住応援促進事業補助金等による補助を受けていないこと 4 提出書類 (1)住宅整備支援事業補助金交付申請書 (2)増改築に係る設計図書 (3)増改築に係る対象経費を証明するもの	(1)増改築に係る対象経費の50%の額(ただし、算出された対象経費の額が1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる)又は50万円のいずれか低い額 (2)補助金交付は、期間内であれば同一工事であれば限度額(50万円)まで補助を受けることができる。 (3)認定日から起算して3年までの申請とする	-	-		8
	⑤新規就業支援事業	1 事業実施主体 新規参加者 2 新規就業に必要な経費に補助するもので、次に掲げる各号の要件をすべて満たす者 (1)研修支援助成事業の研修を2年以上終了したもの (2)過去に該当補助事業による補助を受けていないこと 3 提出書類 (1)新規就業支援事業補助金交付申請書 (2)対象経費に係る機械、設備及び施設等の証明するもの	(1)就業に係る対象経費の50%の額(ただし、算出された対象経費の額が1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる)又は200万円のいずれか低い額とする (2)補助金交付は、期間内であれば限度額(200万円)まで補助を受けることができる (3)認定日から起算して5年までの申請とする	-	-		4
	⑥研修受入支援事業	1 事業実施主体 研修支援事業による研修者を受入れ、研修指導するもの 2 該当先進企業等の経営主が研修者の3親等以内親族でないこと 3 提出書類 (1)研修受入支援事業補助金交付申請書 (2)研修指導にかかる経費を証明するもの (3)その他、町長が特に必要と認めたもの	(1)研修指導に係る実費経費として、月額10万円を限度として支給する(就農計画に基づく研修支援助成事業期間内で24ヶ月を限度とする)	-	-		6

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

北海道

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
中富良野町	⑦受入企業等支援事業	<p>1 事業実施主体 受入企業等</p> <p>2 町内に住所を有するものの円滑な就業を促進するため、正規雇用者を受入れた事業主に補助するもので、次に掲げる各号の要件を全て満たすもの</p> <p>(1)ハローワークに対象となる求人を出し、ハローワークの紹介により、就職活動中(概ね45歳未満)の者を正規雇用者として受入し、認定日から5年間正規雇用者を継続するもの</p> <p>(2)町内に住民登録しているもので正規雇用者であること</p> <p>(3)申請日の属する年度の前年度において、納付すべき市町村民税及び労働保険料の未納がないこと</p> <p>(4)雇用保険の適用事業主であること</p> <p>(5)雇用を開始する日の前日から起算して1年までの間に、事業所において雇用する者を事業主の都合により解雇したことがないこと</p> <p>(6)正規雇用者数が雇用を開始する日の前日から起算して1年前の時より超えていること</p> <p>(7)正規雇用者に支払うべき賃金について、支払期日までに支払いをしていること</p> <p>(8)市町村民税の特別徴収義務者の指定を受けていること</p> <p>(9)補助金の支給決定に必要な労働関係帳簿(出勤簿、賃金台帳、労働者名簿)を整備・保管していること</p> <p>(10)正規雇用者は、事業主の3親等以内の親族でないこと</p> <p>3 提出書類</p> <p>1)受入企業等支援事業補助金交付申請書</p> <p>(2)前項の規定を証明するもの</p> <p>(3)その他、町長が特に必要と認められたもの</p>	正規雇用に係る経費として、月額6万円を支給する。ただし、36ヶ月を限度とする	-	-	中富良野町役場 農林課 農政係 TEL:(0167)44-2106 FAX:(0167)44-4876	5
南富良野町	南富良野町新規就農者等育成事業	<p>南富良野町で農業を営もうとするもので次のいずれにも該当するもの</p> <p>(1)北海道知事から就農計画の認定を受けている</p> <p>(2)新規就農予定者は実践農業研修を6ヶ月以上2年以内の期間行うこと</p>	<p>①営農指導助成(受入農家に対する助成)</p> <p>・新規就農希望者 日額3,000円(8箇月以内)</p> <p>・新規就農予定者 日額4,000円(就農計画に基づく研修期間内で2年以内)</p> <p>②家賃助成</p> <p>・家賃の2分の1以内(月額2万円上限 最長3年間)</p> <p>③農地取得補助</p> <p>・農地取得価格の25%以内(100万円上限)</p> <p>④農地賃貸借補助</p> <p>・年間賃貸借の2分の1以内(50万円上限 最長5年間)</p> <p>⑤固定資産税補助</p> <p>・固定資産税相当額(賦課年から3年間)</p>	-	-	南富良野町産業課農業政策室 0167-52-2178 <a href="https://www.town.minamifurano.hokkaido.jp/">https://www.town.minamifurano.hokkaido.jp/</a>	8
占冠村	新規就農者等田支援対策事業	<p>(1) 新規就農希望者</p> <p>(2) 新規就農者等</p>	<p>新規就農希望者支援対策</p> <p>ア 本村で実習を行う新規就農希望者に対し、計画書の認定を受けた日から起算し3年間を限度に1世帯当たり実習費として月額100,000円を補助することができる。</p> <p>新規就農者等支援対策</p> <p>ア 本村において就業した新規就農者等に対し、計画書の認定を受けた日から起算し2年間を限度に1世帯当たり就農支援金として月額140,000円を補助することができる。</p> <p>イ 新規就農者等で、計画書の認定を受けた日から起算し本村での農業従事継続期間が5年に達した者に対し、300,000円を奨励金として交付することができる。</p> <p>ウ 新規就農者等が、計画書の認定を受けた日から起算し3年以内において農作業機械を初期購入する場合、その費用の2分の1に相当する額を1世帯当たり3,000,000円を上限として補助することができる。ただし、購入した農作業機械は、購入の日から起算して5年間は他に売却してはならない。</p> <p>エ 新規就農者等で、計画書の認定を受けた日から起算し3年以内において、農作業に関する借入金が発生した場合は、1世帯当たり借入元金2,000,000円を上限として、その利息の全額を5年間を限度に補助することができる。</p> <p>オ 新規就農者等に対し、計画書の認定を受けた日から起算し3年間を限度に固定資産税の2分の1に相当する額を100,000円を上限として補助することができる。</p> <p>カ 新規就農者等で、計画書の認定を受けた日から起算し5年以内において農地の取得、農業用施設等の使用において借入金が発生した場合、1世帯当たり借入元金30,000,000円を上限として、その利息の2分の1に相当する額又はその保証料の2分の1に相当する額のいずれかを3年間を限度に補助することができる。</p>	-	-	占冠村役場 農林課農業担当 TEL 0167-56-2174 FAX 0167-56-2184 <a href="http://www.vill.shimokappu.lg.jp">http://www.vill.shimokappu.lg.jp</a>	3

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

北海道							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
和寒町	新規就農対策事業	①新規参入農業者:農外から農地の取得等により新たに農業を開始する20歳~45歳の者 ②農業経営の後継者:町内で親等が農業経営を営んでいる者の後継者で、高校・大学等の過程を修了後、農業に従事した者 又は産業から新たに就農した18歳以上45歳未満の者。	就農奨励補助 ①新規参入就農者:就農後1年を経過した者に対して収納奨励補助金100万円(上限)を交付(8年以内に離農した場合は返還となる。) ②農業経営の後継者:就農後1年を経過した者に対して収納奨励補助金50万円(上限)を交付(8年以内に離農した場合は返還となる。)	-	-	和寒町産業振興課農業振興係 0165-32-2423	9
		③新規参入農業者 ④農業経営の後継者	新規参入農業者促進補助 ・就農後10年以内を限度として農地保有合理化事業又は農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権設定期間の内5年間に係る年賃貸料の1/2の額補助 ・農用地の購入に対して田15,000円/10a、畑5,000円/10aの補助 ・農用地に対し固定資産税が賦課された場合、その翌年度から3年間の補助(いずれも8年以内に離農した場合は返還となる。)	-	-		7
		⑤新規参入農業研修者及び雇用就農による実践的農業研修を行う新規参入農業研修者	生活支援 ・研修期間中の家賃 全額補助(家賃補助の上限額20,000円/月、国等が行う家賃助成事業の対象となる場合はその差額を交付する。) ・研修期間中の上下水道料基本料金 全額補助	-	-		8.9
		⑥受入農家支援	受入農家支援補助 ・2年を超えない範囲で研修生一人につき30,000円/月 次の要件を全て満たす者とする。 (1)研修時間数は、座学を含み概ね年間1,200時間又は月間100時間以上とする。 (2)将来にわたって町内で農業に従事する目標が明確な者とする。	-	-		6
和寒町農村生活体験事業	農業を通じて、農村で生活体験を希望される方	・受入農家での体験実習期間 6月~10月の9ヶ月間は、生活費月額100千円支給、研修施設部屋代・光熱水費無料 ・11月以降翌年3月も滞在される方は、生活費月額50千円支給、研修施設部屋代無料・光熱水費自己負担	3年度の募集は終了	5名	和寒町農業委員会事務局 0165-32-2435 <a href="http://www.town.wassamu.jp">http://www.town.wassamu.jp</a>	3	
下川町	新規就農予定者支援事業	配偶者又は共に農業経営を行おうとする者を有し、下川町内で農業経営を開始することを目的に、農業技術を習得しようとする20歳以上55歳未満の者	①研修旅費補助:農業技術習得のための研修等参加に対し、旅費、参加費、資料代等を補助(年額10万円以内) ②実習費用補助:営農実習に必要な費用を補助(年額10万円以内) ③貸付金:新規就農予定者に対し、就農準備金を貸付(月額20万円、最長2年間、償還免除あり)	随時	1組	下川町役場農務課 01655-4-2511 <a href="https://www.town.shimokawa.hokkaido.jp/">https://www.town.shimokawa.hokkaido.jp/</a>	3
	新規就農者支援事業	一定期間農業技術等を習得し、農業経営を開始する者	①農地等賃貸料補助:事業機関が行う事業により農地、農業用施設等の賃借契約を締結した場合、賃貸料を補助(賃貸料の1/2以内) ②農業制度資金等補助:事業機関が融資する農地、農業用施設等取得のため借り入れた資金に対し補助(借入額の1/5以内、ただし、1,000万円が上限) ③固定資産税補助:農業経営開始当初の農地、農業用施設に固定資産税が賦課された場合、その相当額を補助 ④生活環境整備補助:生活、住宅環境の整備を行った場合、その費用を補助(事業費の1/2以内、ただし、50万円を上限とし、1世帯1回限り)	-	-		9
	「地域おこし協力隊(農業支援委員)」	令和3年4月1日現在20歳以上55歳未満の方 農業に精通、もしくは興味があり、下川町で新規就農をめざす意思のある方 その他、地域おこし協力隊の制度に合致する方	農業支援員として、農家の農作業等に従事し農業技術を取得します。 居住する集落の一員として地域活動(公区活動)に参加します。 報酬 月額200,000円 福利厚生 雇用保険、厚生年金、健康保険、公務災害保険 その他 農業大学校等での研修費用、旅費の支給	令和3年3月~令和4年1月31日	若干名		3.9
美深町	美深町新規就農者等に関する条例	新規就農予定者及び新規就農者	・営農実習に対し助成(6ヵ月以上2年未満)月額20万円以内 ・農地中間管理事業及び農場リース事業及び農業経営基盤強化推進事業に係る農用地等の賃料の1/2の額を補助 ・農用地の習得及び家畜導入に係る農業制度資金の借入金(5千円限度)の4%の額を5年間補助 ・農用地等の取得に係る農業制度資金の借入金(個人5千円、法人8千円を限度)の利率の1%の部分を7年間利子補給 ・経営開始時、農用地等の取得に係る固定資産税の相当額を3年間交付 ・住宅環境整備を行った場合に係る費用の1/2を補助(上限50万円、就農した年から5年以内)	-	-	美深町農務課 農業グループ 01656-2-1641 <a href="http://www.town.bifuka.hokkaido.jp/cms/section/nougyou/qimcaj0000004iy4.html">http://www.town.bifuka.hokkaido.jp/cms/section/nougyou/qimcaj0000004iy4.html</a> メール:b-nousei@town.bifuka.hokkaido.jp	3.7.9
		受入指導農家	・営農指導に対し助成(6ヵ月以上2年未満)	-	-		6
	美深町農業体験実習生受入事業	20歳から概ね40歳 心身ともに健康な独身者(学生不可)	・農家住込み型~報酬1日3,000円 ・宿泊施設型 ~報酬1日4,000円 ・帰路旅費 ~実費額又は30,000円(3ヵ月以上実習者)	畑作:5月から10月 酪農:通年	1ヶ月から最長2年(短期は要相談)	美深町農業委員会 01656-2-1642(直通) <a href="http://www.town.bifuka.hokkaido.jp/cms/section/nougyou/i63vp60000001oz8.html">http://www.town.bifuka.hokkaido.jp/cms/section/nougyou/i63vp60000001oz8.html</a> メール:j-nogyo@town.bifuka.hokkaido.jp	3

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇用費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

北海道							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
中川町	中川町UIJターン新規就業支援金交付事業	東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)から中川町に移住して新規に就業または起業した者	就業支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。 但し、就業先が、北海道が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。	-	-	中川町役場産業振興課産業振興室 01656-7-2816 nakagawa-sangyo@town.nakagawa.hokkaido.jp	9
	中川町新規就農者誘致特別措置	年齢が概ね20歳以上45歳未満の者	奨励金・補助金並びに利子補給金(以下「奨励金等」という。)を交付し、又は特別な援助を行う。 (1) 農地保有合理化事業により農用地・農業用施設等(以下「農用地等」という。)の賃借契約を締結している期間、(5年以内、特別な事由がある場合は更に5年以内の延長期間)又は農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に基づく農用地利用権設定期間(5年以内)並びに公社営農場リース円滑化事業により整備導入した施設、機械、乳牛(以下「施設等」という。)の賃借期間(5年以内)に係る賃借料の2分の1及び経営開始後最初の施設等に対し、固定資産税が賦課された年度から3年間、固定資産税の額を限度として奨励金を交付する。 (2) 農業経営に必要な農用地・農業用施設・家畜等を取得・導入するため、借入をした農業関係制度資金(以下「制度資金」という。)に対して、その制度資金額の3分の1を限度とし、経営自立安定補助金を交付する。なお、経営自立安定補助金の交付額は20,000千円を限度とする。ただし、前号に掲げる農地保有合理化事業又は農業経営基盤強化促進法により借入した農用地等の購入資金並びに公社営農場リース円滑化事業により整備導入した施設等の購入資金及び経営開始の属する年度から3年以内に借入した家畜導入資金及び施設整備等導入資金に限る。 (3) 前号に規定する農業経営に必要で借入した制度資金に対して、次に掲げる金額を限度としてその利息に対し借入の年度から7年間、2分の1の範囲内で利子補給する。 ア 個人経営 8,000万円 イ 共同経営 8,000万円 (4) 新規就農予定者の農家実習期間は、2年間以上とする。営農技術習得費の助成額は月額25万円とする。	-	-	中川町役場 産業振興課 01656-7-2816 JA北はるか中川支所 01656-7-2821 <a href="https://nakagawanominori.info/">https://nakagawanominori.info/</a>	3,4,7
			(2) 農業経営に必要な農用地・農業用施設・家畜等を取得・導入するため、借入をした農業関係制度資金(以下「制度資金」という。)に対して、その制度資金額の3分の1を限度とし、経営自立安定補助金を交付する。なお、経営自立安定補助金の交付額は20,000千円を限度とする。ただし、前号に掲げる農地保有合理化事業又は農業経営基盤強化促進法により借入した農用地等の購入資金並びに公社営農場リース円滑化事業により整備導入した施設等の購入資金及び経営開始の属する年度から3年以内に借入した家畜導入資金及び施設整備等導入資金に限る。 (3) 前号に規定する農業経営に必要で借入した制度資金に対して、次に掲げる金額を限度としてその利息に対し借入の年度から7年間、2分の1の範囲内で利子補給する。 ア 個人経営 8,000万円 イ 共同経営 8,000万円 (4) 新規就農予定者の農家実習期間は、2年間以上とする。営農技術習得費の助成額は月額25万円とする。	-	-		4,7
留萌市	営農実習支援助成金	新規就農予定者	営農実習支援:営農実習に必要な経費として年間10万円を上限に助成。	-	-	留萌市役所 農林水産課農政係 0164-42-1837	3
	新規就農者支援助成金	新規就農者 新規就農予定者	住居支援:家屋の借上げについて、月額27千円を上限に家賃の1/2を助成。	-	-		8
			新規就農者	農用地等賃貸料支援:土地使用料の1/2を助成(5年間)。	-		-
		固定資産税支援:最初に賦課された固定資産税相当額を助成。(財産取得後3年間、就農後5年以内)		-	-		4,7,8
		利子支援:農業関係制度資金の借入利子の1/2を助成。(5年間)		-	-		4
		経営自立安定支援:就農後5年間に限度に、年間150万円を上限として助成 ※前年度所得により助成額が変動(但し、国・道等から同種の給付金等の交付がある場合は、受給不可)		-	-		4
		住宅改修等支援:持家の修繕、増改築にかかる費用の1/10を助成(限度額:100万円)		-	-		8
		農業機械等導入支援助成:就農開始時における初期投資(ハウス、農業用機械・器具)の購入又はリース額の1/4を助成(上限300万円、就農後5年以内で1回限り)。	-	-	4		
実習受入支援助成金	受入指導農家	認定された新規就農予定者の研修受け入れを行った農家に対し、1日あたり3,000円を助成。(最長2年間)	-	-	6		
増毛町	増毛町新規就農者招致特別措置事業	新規就農者	1 農用地及び農業施設の賃借契約を締結している期間のうち、5年間賃借料の1/2を奨励金として交付 2 農地等を取得後、最初に賦課された固定資産税の額を限度として5年間奨励金を交付 3 農業関係制度資金を借り入れた場合、その利子の1/2以内を5年間利子補給金として交付 4 1ha以上の耕作者につき、1世帯当たり1年間に限り、月額5万円を経営自立安定補助金として交付 5 居住地の修繕、増築、改築等にかかる費用の1/10の額を限度として助成金を交付。	-	-	増毛町農林水産課 0164-53-1117 <a href="http://www.town.mashike.hokkaido.jp">http://www.town.mashike.hokkaido.jp</a>	8,9

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

北海道							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
苫前町	苫前町新規就農者対策事業	新規就農者	1. 農地賃貸料奨励金: 賃貸契約を締結した額の2分の1に相当する額 2. 固定資産税奨励金: 経営開始後、2年以内に導入した農地等に係る固定資産税に相当する額 3. 農業関係制度資金利子補給金: 経営開始後、2年以内に借入した農業関係制度資金の利息に対して2分の1に相当する額	-	-	農林水産課農政係 0164-64-2314	7.9
		受入農家	指導費助成金: 新規就農予定者を受け入れるために必要な研修資材の購入、農業指導料、住宅の提供、農業経営技術取得のための研修として真に必要な額に対し、月額50千円又は実際に要した経費のいずれか低い額を助成する。	-	-		6
羽幌町	農業担い手支援対策事業	新規就農希望者(20歳以上48歳未満、実習期間が30日以上60日以内)	①実習期間中の報酬(時給1,000円)②傷害共済への加入	-	-		3.9
		就農研修者(48歳未満、研修地の町村に在住(原則)、支援期間は研修開始から2年以内)	①研修支援金(年額100万円)②傷害共済への加入③住宅料支援(自己負担額の1/2以内(上限月額15,000円))④研修旅費支援(自己負担額の1/2以内(上限20万円))⑤国民年金保険料支援(自己負担額の1/2以内)⑥国民健康保険税支援(自己負担額の1/2以内) ※③～⑥については、1年間につき合計総額60万円を限度とする	-	-	①オロロン地区農業担い手確保対策協議会 0164-62-2145	3.9
		自立就農者(50歳未満、就農地の町村に在住(原則)、補助期間は営農開始から5年以内)	①就農祝い金(10万円(就農時))※後継者親元就農・法人雇用も適用)②農地賃借料補助(支払済み額の1/2以内)③農業制度資金借入金補助(11月末日の借入金残高の1/10以内(上限20万円))④固定資産税補助(農業相当分の固定資産税納付額の1/2以内(上限10万円))⑤機械賃借料補助(機械賃借料の支払済み額の1/2以内(上限10万円)) ※②～⑤については、1年間につき合計総額50万円を限度とする	-	-	②羽幌町役場農林水産課 0164-68-7008 <a href="https://www.town.haboro.lg.jp/">https://www.town.haboro.lg.jp/</a>	3.4,7.9
初山別村	初山別村新規就農者支援対策事業	就農研修者及び新規就農者	新規就農希望者 1. 研修支援金: 年額100万円 2. 住宅料支援金: 自己負担の2分の1以内(1ヶ月15,000円以内) 3. 国民年金保険料支援金: 自己負担の2分の1以内 4. 国民健康保険税支援金: 自己負担の2分の1以内 5. 研修旅費支援金: 自己負担の2分の1以内(20万円以内) 6. 支援期間: 24ヶ月以内 ※住宅料支援金、国民健康保険料支援金、国民健康保険税支援金、研修旅費支援金については、1年間につき総額50万円を限度とする。	4月1日～ 3月31日	定め無し	初山別村役場経済課 0164-67-2211 <a href="http://www.vill.shosanbetsu.lg.jp/">http://www.vill.shosanbetsu.lg.jp/</a> Mail:keizai.nourin@vill.shosanbetsu.lg.jp	9
			自立就農補助金 1. 賃貸料補助: 農地賃借料の支払済額の2分の1以内 2. 農業制度資金借入金補助: 農業制度資金の11月末日の借入金残高の10分の1以内(上限20万円) 3. 固定資産税補助: 農業相当分の固定資産税納付額の2分の1以内 4. 機械賃貸料補助: 機械賃貸料の支払済額の2分の1以内(上限10万円) 5. 補助期間: 就農開始から5年間 ※1年間につき総額50万円を限度とする。				3
			4.7				

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

北海道							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
遠別町	新規就農者支援対策事業	・48歳未満	I 就農相談	-	-	JAオホホロ支所 01632-7-2511	1
		・48歳未満	II 体験実習(30日以上60日以内) ①時給1,000円 ②傷害共済加入	-	-		9
		・48歳未満 ・研修地の町村に居住 (原則)	III 就農研修(24ヶ月以内) ①研修支援金:年100万円 ②傷害共済支援金 ③住宅料支援金:自己負担額の1/2以内 (月額15千円上限) ④研修旅費支援金:自己負担額の1/2以内 (20万円限度) ⑤国民年金保険料支援金:自己負担額の1/2以内 ⑥国民健康保険税支援金:自己負担額の1/2以内 ⑦免許取得支援:取得費の1/2以内(10万円を限度) ※③～⑦は1年間につき合計総額50万円限度	-	-		3.8.9
		・50歳未満 ・就農地の町村に居住 (原則)	IV 自立補助(営農開始から5年以内) ①10万円(就農時)※後継者親元就農・法人雇用にも適用 ②農地賃料補助:支払済額の1/2以内 ③農業制度資金借入金補助:11月末日の借入金残額の1/10以内(上限20万円) ④固定資産税補助:農業相当分の固定資産税納付額の1/2以内 ⑤機械賃料補助:機械賃料の支払済額の1/2以内(上限10万円) ⑥住宅賃料補助:自己負担額の2分の1以内(月額15千円を限度) ※②～⑥は1年間につき合計総額50万円限度  I～IVのステップを踏んで新規就農者を目指す者に対して支援を行うもので、途中から(IVのみなど)の支援は対象外 返還条件あり	-	-		3
遠別町	遠別町農業後継者相談所農業実習生受入	長期農業実習生 ・実習期間が概ね1ヵ月以上で農業を職業として目指す者等	(相談所からの助成) 実習助成金:実習1日につき1,000円(6ヵ月限度) 往路旅費:前居住地から来町するために要した交通費相当額(1回限り40,000円以内)  (受入農家からの助成) 実習手当:実習1日につき6,400円(6ヵ月限度) 復路旅費:当町から前居住地又は別の実習地に向かうために要した交通費相当額(1回限り40,000円以内、3ヵ月未満の実習は非該当) 被服等:作業着、手袋等受入農家で用意することが適当と思われるもの 傷害保険:作業中の事故に備えた保険に加入	-	-	遠別町農業委員会 (遠別町役場内) 01632-7-2146 メール: nougyou@town.embetsu.hokkaido.jp	3.9
		短期農業実習生 ・実習期間が概ね1ヵ月未満で農業関連科目を履修する主に道内の大学生等	(相談所からの助成) 実習助成金:実習1日につき1,000円 往復旅費:居住地から当町を往復するために要した交通費相当額(往復各1回限り40,000円以内) 自動車リース料:宿泊滞在地から実習先までの往復等に使用するためリース会社等から自動車を借りた場合の費用(1ヵ月15,000円以内、任意保険は実習生負担)  (受入農家からの助成) 被服等:作業手袋等、受入農家で用意することが適当と思われるもの 傷害保険:作業中の事故に備えた保険に加入	-	-		3.9
天塩町	天塩町新規就農者誘致促進事業(経営開始支援補助金)	①40歳以下 ②1年以上就農研修	営農開始時の農業施設・家畜導入費が1,500万円以上の経費に対して1,000万円以内の助成	-	-	農林水産課 天塩町農業支援センター (農業振興対策室) 01632-2-1001	4
	天塩町新規就農者誘致促進事業(経営安定支援補助金)		・農地・農業施設の賃借料助成(5年間50万円限度) ・農業関係制度資金借入に対して農協が利子補給をする場合に利子補給(対象限度額5,000万、5年間1/3以内)	-	-		4.9
	農業後継者確保支援補助金	農業後継者	牛舎等農業施設の増築、搾乳(肉)牛増頭など規模拡大にかかる経費(300万円以上で100万円以内の助成)	-	-		4
	天塩町農業研修生受入事業	18歳以上40歳未満の方(2ヶ月以上研修可能)	・研修手当は1日1人6,900円以上 ・家賃の1/2以内の助成(月額15,000円を限度) ・労働者災害補償保険に加入 ・2週間以上研修で往復旅費相当額	-	-		3.8.9
稚内市	新規就農者支援事業	新規農業経営者 (55歳以下で実践的な農業実習を1年以上経験している者)	◎ 農業経営開始時における農用地等の年間賃借料の1/2の額を賃貸借契約の締結時から5年間補助 ◎ 農業開始時点から1年以内に取得した農用地等に賦課される固定資産税相当額を賦課された年から3年間補助 ◎ 経営開始奨励金として100万円を支給 ◎ 営農実習奨励金として実習開始時から1ヵ月当たり10万円以内の額を、実習開始時から2年以内で補助	-	-	稚内市建設産業部農政課農業振興・委員会グループ 0162-23-6481	9
			担い手等確保事業 (稚内市担い手育成総合支援協議会)	不問	農業体験時の宿泊施設提供(市・農協が所有する施設) 宿泊費、光熱水費、傷害保険料を全額負担 交通費の一部を助成 (道内からの実習者→10000円を上限に実費の半額 道外 " →20000円)		-

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

北海道

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野	
北宗谷農業協同組合(稚内市)	新規就農者奨励金	農家等において実践的な農業実習を1年以上経験した20歳以上50歳以下の者	就農後5年間、毎年100万円の奨励金を支給	-	-	JA北宗谷沼川支所営農振興課 0162-74-2111	9	
稚内農業協同組合	新規就農者経営助成	・青年等就業計画の認定を受けた者 ・農家等(酪農ヘルパー含む)において実践的な農場実習を2年以上経験している者 ・20歳以上45歳未満である者	就農後5年間、毎年100万円の奨励金を支給	-	-	JA稚内営農部営農課 0162-32-6796	9	
猿払村	猿払村新規就農者誘致条例	概25歳～45歳未満で配偶者又は18歳以上60歳未満の同居の親族を有する者、又は2名以上の共同で酪農業を行う者でおおむね25歳以上45歳未満であること。	◎離農跡地を継承した場合の営農環境整備に要する経費(経費の2分の1以内、100万円限度、1回限り)	-	-	猿払村産業課農政係 01635-2-3134	4	
			◎就農後、生産又は導入した育成牛(雌牛)のうち猿払村営牧野に預託した経費(経費の2分の1を減免、1年100万円を限度とし就農開始月から継続3年間)	-	-		4	
浜頓別町	新規就農支援条例	新規就農者 ①～③のいずれの要件を満たしていること ①20歳以上50歳未満 ②農業実習を1年以上経験 ③5年以内に年間所得500万以上を確保できる計画があること。	①経営自立補助金 農業経営開始における農用地等の年間賃借料の2分の1の額を5年間支援。(年間上限額 100万円) ②経営安定補助金 農業経営開始後、最初に取得した農用地等に課税される固定資産税相当額を3年間支援。	-	-	浜頓別町産業振興課 01634-2-2345	4.7	
中頓別町	中頓別町新規就農者誘致特別措置条例	・新たに農業経営を営む者 ・概ね23歳以上40歳未満で、配偶者又は18歳以上60歳未満の同居親族を有する者 ・概ね10ha以上で乳牛又は肉用牛の飼育頭数が20頭以上の酪農等経営計画を有する者	1. 農地保有合理化事業により農用地等並びに公社営農場リース事業で改修した施設の賃貸借契約を締結している期間(5年以内)に係る賃借料の1/2を助成 2. 農用地等に対し、固定資産税が賦課された年度から3年間、固定資産税の額を限度とし奨励金を交付 3. 農地保有合理化事業により取得する農用地等並びに農場リース事業により導入する家畜及び導入する家畜及び農業用施設改修の借入金及び就農支援資金制度のうち就農施設等資金のほか、農業協同組合等の資金により農業経営を開始するために必要となる施設・機械・家畜等の購入等のための借入金に対し、2分の1以内(限度額12,000千円)として経営自立安定補助金を交付 4. 農業経営に必要で借入した制度資金に対して、次に掲げる金額を限度としてその利息に対し借入の年度から7年間、3.5%を超える部分を利子補給	-	-	中頓別町産業課産業グループ 01634-6-1111	4.9	
	酪農研修受入事業	・新たに農業経営を希望する者 ・概ね23歳以上40歳未満で、配偶者又は18歳以上60歳未満の同居親族を有する者	1. 研修手当の支給(月額150千円～180千円) 2. 冬期間暖房手当の支給(月額20千円 11月～3月) 3. 研修生用住宅又は公営住宅等を準備(住宅費等は研修生負担)	原則2年間	-		3.8.9	
	新規就農支援資金貸付事業	・新たに農業経営を営む者 ・農家等において家畜飼養に概ね2年以上従事した経験を有すること(理事会で承認された者はこの限りではない) ・20歳以上40歳以下で配偶者を有すること	1. 貸付限度額は、50,000千円以内 2. 貸付期間は20年以内(内措置期間5年以内) 3. 利率年1.8%(無利子期間内)	-	-		中頓別町農業協同組合営農部 01634-6-1231	4.7
	酪農体験事業	本町での酪農体験を希望する者で、概ね40歳未満の者	町内の酪農家に住み込み、農村の生活や酪農の仕事等を体験することができます。	通年(2泊3日から1週間程度)	-		中頓別町役場産業課産業グループ 01634-6-1111 sangyo-g@town.nakatombetsu.lg.jp	9
枝幸町	就農者誘致特別措置奨励金	新規就農者 移転就農者	◎年齢が概ね23歳以上45歳未満の者 ◎乳牛の飼育頭数が成牛換算で30頭以上の経営計画を有する者 ◎概ね30ヘクタール以上の農用地面積を確保できる者 ◎就農者の認定を受けたもの者 5年間で一経営体300万円(基本額)から1,000万円を限度として奨励金を交付	-	-	枝幸町農林課 農林グループ 0163-62-1359	9	
	新規就農研修助成 乳牛導入助成	新規就農者 移転就農者	◎年齢が15歳以上40歳未満の者で、農業経営者になることに強い意志を有し、当町で新規就農者を目指す方。 ◎月額15～20万円(研修期間は1年～2年)(家族構成による) ◎研修時間は概ね8時間 ◎休日:週1回(農繁期等季節により変動有り) ◎宿泊先:担い手宿泊センター(水道光熱費込み・食事は自炊) 家賃:妻帯者用 20,000円/月 単身者用 15,000円/月 ◎新規就農時に乳牛導入代金として100万円を助成。	-	-	宗谷南農業協同組合 営農部営農課 0163-62-1711	9	

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

北海道							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
豊富町	豊富町酪農研修受入事業	心身ともに健康な概ね20歳以上53歳未満の者	○研修先:豊富町担い手育成センターが選定する豊富町内の先進農家(北海道指導農業者認定者等) ○研修手当:月額20万円(農業次世代人材投資資金(準備型)を受給する場合は月額15万円) ○研修期間:最長2年間	-	-	豊富町農業委員会事務局 0162-82-1001	3
	豊富町新規就農者特別措置制度(奨励金交付)	・個人経営:心身ともに健康で概ね20歳以上55歳未満の者 ・共同経営:心身ともに健康で概ね20歳以上55歳未満の2名以上が農業経営に参加する者	○経営規模 酪農経営: ①飼養頭数が30頭(成牛換算)以上の営農計画を有する者 ②概ね30ヘクタール以上の農用地を確保できる者 肉牛経営: ①飼養頭数が30頭(成牛換算)以上の営農計画を有する者 ②概ね30ヘクタール以上の農用地を確保できる者 ○優遇措置 ①農場リース事業等の貸付期間に係る賃借料の2分の1以内の額を補助する(最長5年間) ②固定資産税が賦課された年度から営農資産に係る固定資産税相当額を3年間にわたり交付する ③借入した農用地・農業用施設の購入及び経営開始に属する年度から2年以内に家畜を導入するため、借入した農業関係制度資金の5分の1以内の額を補助する。 個人経営:10,000千円限度 共同経営:18,000千円限度 (自己資金対応者への優遇措置) ・上記の事業以外で農用地等を購入し経営を開始しようとする場合は、購入に必要な最低限の費用の5分の1以内、個人経営で10,000千円、共同経営で18,000千円を限度とするとともに、経営開始後の固定資産税が賦課された年度から3年間に係る固定資産税の額を限度として補助金を交付する。	-	-	豊富町農林水産課酪農振興係 0162-82-1001	4,7,9
	JA北宗谷新規就農者等支援制度	○受給対象:JA北宗谷組合員として新規就農した概ね20歳以上55歳未満の者	○給付額:年間100万円 ○給付期間:5年間	-	-	JA北宗谷営農部 0162-82-2112	9
	酪農研修生受入事業	将来就農や酪農現場に携わりたい方で、かつ就農フェア等に参加した大学生および一般成人	参加経費の助成:交通費、傷害保険料、作業着・長靴等作業に必要な資材代(上限5万円)	-	-	豊富町農業委員会事務局 0162-82-1001	9
幌延町	新規就農経営自立安定補助金	①研修機関等の研修を修了した者及び修了見込みの者並びにこれと同等の知識及び経験を有する者で、心身ともに健康で自立して酪農経営を営む能力を有する者。 ②年齢が概ね23歳以上40歳以下の者で、原則として同居の配偶者又は成人親族を有する者。ただし、2名以上の者が共同により酪農経営を目指す場合は、この限りでない。	①農用地等の取得に対するもの:農業関係制度資金借入額の5分の1以内の額を補助。(上限1千万円) ②農業関係制度資金借入金利息補助:農用地等の取得借入金(5千万円を限度)に対する利息の2分の1以内を補助。 ③農用地等の賃借料に関するもの:年賃借料(年4百万円を限度)の2分の1以内の額を補助。 ④農用地等の固定資産税に対するもの:農用地、農業用施設及び農業用機械に課税される固定資産税相当額を補助。(5年以内)	-	-	【相談窓口】 幌延町酪農担い手育成センター	4,7
	新規就農研修支援事業	①幌延町で新たに酪農を営もうとする者で、酪農に意欲と情熱を持ち、前向きに取り組める者。 ②年齢が概ね21歳以上38歳以下の者で、原則として同居の配偶者又は成年親族を有する者。 ③概ね2年間の研修を行う者。	①研修手当:月額25万円を支給。 ②視察研修費用:年2回まで旅費相当を助成。 ③賃貸住宅等の家賃半額助成(上限1万円) ④交通費:月額5千円。(住居から研修指導農家等まで片道2km以上)	-	-	(幌延町役場産振課内) 【TEL】01632-5-1113 【FAX】01632-5-2971 【メール】 sangyoshinko@town.horonobe.lg.jp 【ホームページ】 http://www.town.horonobe.hokkaido.jp/	3,8
	酪農実習生対策事業(体験実習)	①女性限定。 ②就農意欲を持ち、酪農等に深い理解を示す心身ともに健全である者。 ③20~35歳で、原則、普通自動車免許取得者である者。 ④実習期間は1週間以上。	①交通費:半額程度を助成。 ②実習資金:3,000円/日。連続して3ヶ月以上からは1,000円/日を、6ヶ月以上からは2,000円/日を増額。 ③その他:作業着(オーバーオール、帽子、長靴)は、センターが支給。	-	-	【実行本部】 幌延町農業協同組合営農部 【TEL】01632-5-1211 【FAX】01632-5-1214 【メール】	2,3
	酪農実習生対策事業(専門実習)	①就農意欲を持ち、酪農等に深い理解を示す心身ともに健全である者。 ②20~35歳の男女で、原則、普通自動車免許取得者である者。 ③実習期間は1ヶ月~12ヶ月	①交通費:3ヶ月以上の場合半額程度を助成。 ②実習資金:3,000円/日。連続して3ヶ月以上からは1,000円/日を、6ヶ月以上からは2,000円/日を増額。 ③その他:作業着(オーバーオール、帽子、長靴)は、センターが支給。	-	-	taniguchi.tomoya@horonobecho.lg.jp hokkaido.gr.jp	2,3
	酪農実習生対策事業(長期実習)	①就農意欲を持ち、酪農等に深い理解を示す心身ともに健全である者。 ②20~40歳の男女で、原則、普通自動車免許取得者である者。	①交通費:半額程度を助成。 ②実習資金:7,000円/日。未経験者は、1ヶ月間を体験実習とし3,000円/日。 ③その他:自己の都合により、3ヶ月未満で実習を終える場合は専門実習生の扱いとする。	-	-		2,3
北見市	新規参入就農支援事業		経営を開始したときから毎月62,500円を24ヶ月を限度に補助。	-	-		9
	経営開始農地借上支援事業	就農計画の認定を受け、2年間の研修を終え、北見市内で就農する者 20歳以上46歳未満の者	経営開始に伴い、既存制度又は単独で借りた土地の借上料の2分の1を年間20万円を限度に、5年間補助。	-	-	北見市農林水産部 農政課農政係 0157-25-1142 nosei@city.kitami.lg.jp	7
	経営開始農業施設借上支援事業		経営開始に伴い、既存制度又は単独で借りた農業機械・施設等に対し借上料の2分の1を年間20万円を限度に、5年間補助。	-	-		4
	農業研修生受入推進事業	独身男女、45歳まで	体験期間 1ヶ月以上3ヶ月以内。 研修期間中の生活費の一部助成。 月額2,500円 月額62,500円を上限。	-	-		3

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

北海道							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
北見市 端野町	北見市地域おこし協力隊(端野自治 区農業部門)事業	・三大都市圏内の都市地域、政令都市に 住所を有する方等。 ・普通自動車免許保有者	・地域おこし協力隊として委嘱し、就農を目指 した農業に関する知識や技術の習得、地域農 業の振興に関する調査や研究、地域活性化 に資する活動等について支援する。 ・期間は3年間 ・月額報酬166,161円(通勤手当、期末手当、 時間外手当の支給あり) ・市が用意する住宅あり。	-	1名	北見市端野総合支所産業課 0157-56-4003 ta.sangyo@city.kitami.lg.jp	2.9
	端野町ファームステイ事業	概ね20歳から45歳までの健康な方。 ただし、北見市在住の方は除く。	・受入期間は2泊3日以上1か月以内 ・農作業手当 2,500円/日 ・北見市までの旅費助成(片道の公共交通機 関利用料:上限有) ・受入農家への宿泊を基本とするが、それ以 外も可	通年	-	北見市地域担い手育成セン ター (端野総合支所産業課) 0157-56-4003 ta.sangyo@city.kitami.lg.jp	3
北見市 常呂町	女性農業研修生受入事業	農業・農村に関心を持ち、心身ともに健全 で、実習期間が概ね1ヶ月以上可能な女 性(概ね40歳以下、学生不可)	○受入農家の紹介(畑作・酪農) ○宿泊:ファーマーズハウス(家具付き アパート)家具家電、寝具、作業着等無償貸 与 ※家賃は無料だが、光熱費として滞在 1日につき500円を徴収する。食事は 自己負担。 ○作業内容:農業に関わる作業全般と し、受入農家の指示に従い体験学習をする ○作業時間:概ね8時間 ○休日:原則日曜日(受入農家と協 議) ○研修手当:5,000円/日 ○保険:傷害共済無償加入(本人負 担なし) ○その他:軽自動車無償貸与(要自動 車免許、AT限定可)	-	3名	常呂町農業協同組合営農部 営農企画課 0152-54-2121 http://www.ja-tokoro.or.jp/	2
	常呂町農業担い手協議会	農業・農村に関心を持ち、心身ともに健全 で、実習期間が概ね7日以上可能な男女	○受入農家の紹介(畑作・酪農のホームステ イ先) ○体験期間 7日以上1年以内 ○実習手当: 1日1,200円(実習期間1~3カ月の場合) 1日1,500円(実習期間3か月以上の場合) ○休日:1か月以上の場合月4日またはそれ 以上 ○保険:傷害共済無償加入(本人負担なし)	-	-		2
網走市	網走市新規農業参入者支援事業	(1)本市に定住し農業経営によって自立 しようとする意欲のある者 (2)市長より就農計画の認定を受けた者 (3)18歳以上45歳未満の者	経営開始から5年以内に取得した農地等に 係る固定資産相当額(5カ年間)を補助	-	-	網走市農林水産部農林課農業 振興係 0152-44-6111(内線356) http://www.city.abashiri.hokkaid o.jp/360nogyo/060nougyousyas hien/020sanmyuu.html	9
紋別市	紋別市新規就農者誘致事業	新規就農予定者	○農業経営に必要とされる農業技術及び見識 等の農業経営全般における習得に係る経費 を研修奨励金として、月額6万円を最大2年間 助成。	-	-	紋別市産業部 農政林務課農業振興係 0158-24-2111(内線254・285)	3
		新規就農者	○農業経営開始に係る準備に要する経費及 び農業経営開始直後に要する経費として、農 業経営開始初年度に限り、200万円を助成。 ○農用地・施設用地及び農業用施設の貸付 料に対する負担軽減。5年間のリース料の2 分の1以内を限度として助成。 ○中古農業機械の導入に係る貸付料の負担 軽減。5年間のリース料の2分の1以内を限度 として助成。 ○乳牛の貸付に係る管理料の負担軽減。5年 間リース料の2分の1以内を限度として助成。 ○農業経営基盤強化促進法に基づく利用種 設定期間のうち、農場リース期間中の貸付料 に係る負担軽減。5年間リース料の2分の1以 内を限度として助成。 ○経営開始時における生産資材等の負担軽 減。5年間の利子助成を行う。	-	-		4
		農業実習受入れ農家	○新規就農予定者の農業研修受入れ農家に 対して営農指導費として、月額5万円を最大2 年間助成。	-	-		6

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇用費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援  
8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

北海道							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
美幌町	美幌町新規就農予定者の農業研修支援事業補助金	農業研修生 (新規就農予定者)	1.農業研修補助金:新規就農予定者の農業研修期間内(6ヶ月以上3年以内)で月額15万円を補助。(ただし、農業次世代人材投資(準備型)事業の交付を受けた後) 2.家賃補助金:農業研修生に対する家賃補助(月額35,000円以内)	-	-	美幌町役場 経済部農林政策課 農政グループ 0152-73-1111	3.9
		受入指導農家	3.営農指導補助金:農業研修生受入農家に対する指導補助。(月額35000円)	-	-		6
	美幌町新規就農者等支援事業	新規就農者及び独立就農者で、個人経営又は当該個人が経営主となる法人	1.就農奨励補助金:新規就農者等が経営開始時に必要となる準備費用に対し200万円を補助。 2.農用地等賃借料補助金:経営開始時から1年以内に、農業経営基盤強化法による農用地の利用権設定、農用地保有合理化事業又は公社営農場リース事業により賃借した農用地等の年間賃借料の2分の1を賃借年から5年以内で補助。(ただし、農用地保有合理化事業のうち元金に充当される分は除く。) 3.経営安定補助金:経営開始時から1年以内に取得した農用地等及び農業経営基盤強化法による農用地の利用権設定、農用地保有合理化事業並びに公社営農場リース事業により賃借した後に取得した農用地等の固定資産税相当額を賦課年から5年間補助。 4.農用地等取得補助金:経営開始時から1年以内に取得した農用地等の取得費及び農用地保有合理化事業並びに公社営農場リース事業により賃借した後に農用地等の取得を農業関係制度資金の借入金で行う場合の取得費の3分の1を取得時又は借入時に補助。(補助限度額:個人500万円・法人構成員750万円) 5.農用地等取得資金償還金利子補給費補助金:経営開始時から1年以内に取得した農用地等の取得費及び農用地保有合理化事業並びに公社営農場リース事業により賃借した後に農用地等の取得を農業関係制度資金の借入金で行う場合の負担金利の2分の1以内を償還年から5年間補助。(対象借入限度額:個人3,000万円・法人構成員4,500万円)	-	-	美幌町役場 経済部みらい農業課 農業センターグループ 0152-75-2324	4
		新規農業従事者	就農に必要な資機材購入費、資格取得、研修費用(資格取得の費用は、就農の1年前までの経費についても対象にすることができる。) 資材・機材購入費用については経費の3分の2、その他は10分の10とし、100万円を上限とする。 ※就農から5年以内(5年目の属する年度末まで)	-	-		4.9
	美幌町農業担い手対策事業	農業体験実習生 (独身女性限定)	1.実習:町営の農業研修施設及び農家を組み合わせでの実習が可能 2.日当:農業研修施設実習・農家研修ともに6,100円 3.旅費: 1週間以上1ヶ月未満は往復実費相当額の3分の1を支給 1ヶ月以上2ヶ月未満は往復実費相当額の2分の1を支給 2ヶ月以上は往復実費相当額を支給 4.傷害保険加入:掛け金は町負担	-	-	3	
津別町	経営自立安定補助金	心身健康で23歳以上46歳未満で配偶者 のいる方	限度額500万円 農地等の賃借料 3年間1/4助成 制度資金等の利子補給期間 5年間	-	-	津別町役場産業振興課農政係 0152-77-8384	7.9
斜里町	体験実習生受入事業	20歳から35歳 農業に関心のある健康な女性(未婚の 方)	実習日当 4,000円 作業着、長靴の貸与	畑作 4月~1 0月頃  酪農 通年	-	JAしれとこ斜里 農業振興センター 0152-23-6045 http://www.ja-shari.or.jp	9

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇用費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援  
8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

北海道

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
訓子府町	新規就農者等支援助成金	農家後継、新規就農者、第三者農業経営継承者	本町は経営開始後の支援のみで、「就農研修」に対する支援制度はまだ無い。 また、農家後継の場合には、自営農業に150日以上従事するようになった時点(1年目)で、就農祝金として1回限り1人当たり20万円を交付する制度も設けている。 基本的には、経営開始後、国の農業次世代人材投資資金の受給を第一に、その需給を妨げない範囲で町単独支援を設定。(全て1経営体当たりの交付とし、以下の1～8までを合算した年間交付額の上限を200万円とする。) 1.経営開始時からの2か年で入植祝金50万円ずつ交付(2か年で100万円) 2.経営開始時からの2か年で運転資金助成として、月額5万円を上限に交付(経営開始後、概ね半年あるいは1年経過毎に一括支給) ※以下の項目は状況に応じて交付 3.経営開始から農用地の年間賃借料の1/2以内を5年間交付 4.経営開始から農用地等の取得により借入した制度資金及び農協資金等の5,000万円を限度に、貸付利率の1/2以内を5年間交付 5.新築住宅建設は1回限り100㎡を限度に、㎡当たり1万円以内を交付 6.中古住宅購入は1回限り100㎡を限度に、㎡当たり5千円以内を交付 7.宅地購入は1回限り100㎡を限度に、㎡当たり3千円以内を交付 8.住宅賃借料は月額1万5千円を限度に、賃借料の1/2以内を5年間交付	-	-	訓子府町農林商工課 0157-47-2116	7,8,9
	短期農業体験実習生受入	20歳以上40歳未満の独身女性	・専用住宅(家電・家具提供) ・3ヶ月以上の体験実習については、専用住宅家賃の助成(家賃の1/2以内、月額15,000円限度)及び帰省旅費の支給	HPは随時掲載しているが、実際の募集期間は2月から9月頃まで	-	訓子府町農業委員会 0157-47-2204 www.town.kunneppu.hokkaido.jp	3
置戸町	新規就農者支援事業	就農研修者及び新規就農者	1.就農研修に対し、就農支援資金として研修期間に応じて最大24ヶ月分を貸付:1ヶ月当たり単身者 5万円、配偶者あり 10万円(研修後、本町で就農したとき、5年間は償還猶予、5年経過し営農を続けているときは償還免除) 2.農地保有合理化事業及び農場リース事業による農用地及び農業用施設の賃借期間(5年間)の賃借料の3分の1以内を補助 3.経営開始後最初の施設等に対する固定資産税相当額を限度として3年間奨励金を交付 4.農用地等の取得並びに家畜を導入するために営農開始から2年以内に借入をした制度資金等に対して、制度資金額の5分の1を限度として交付・個人経営で500万円、共同経営で1,000万円を上限 5.経営開始後9年以内に借入した制度資金借入額に対し、個人経営で5,000万円、共同経営で8,000万円を限度として、借入の年度から10年間、その利息に対して2分の1の範囲内で利子補給	-	-	置戸町農業委員会 0157-52-3361	3
佐呂間町	経営自立安定補助金	新規就農認定者で就農後5年以内	農業関係制度資金等の借入額の1/5以内1,000万円を限度に補助金を交付	-	-	佐呂間町役場 農務課農政係 01587-2-1209	9
	新規就農予定者就農研修支援資金貸付金制度	長期就農研修者	佐呂間町内で長期就農研修を行っている就農予定者に対し、2年を限度に1ヶ月10万円(単身の場合は5万円)を貸付ける。佐呂間町内で就農した場合5年間の償還を猶予し、5年を経過した後営農継続の場合は償還免除。	-	-		3
	後継者対策推進事業	農業体験・実習	農協が実施する農業新規担い手確保事業の1/2 日当:3,000円×1/2=1,500円 交通費手当 限度額 20,000円×1/2=10,000円	-	-		3
JAサロマ	新規就農者受入対策事業	新規就農者	営農計画書及び認定申請書を提出し、組合長の認定を受けたものに100万円を支給	-	-	佐呂間町農業協同組合 営農部農業振興課 01587-2-3341	3

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇用費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

北海道									
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野		
遠軽町	遠軽町新規就農者等支援事業	本町において新たに農業経営を開始する者(2親等以内の親族から経営継承する者を除く)で、就農時の年齢が50歳未満の者。	1. 新規就農者の奨励金として200万円を交付 2. 農地保有合理化事業又は農業経営基盤促進法による利用権設定により、経営開始の日から5年以内に借受した農用地等の年間賃借料の1/2以内で単年度40万円を限度に、経営開始から5年間助成	-	-	遠軽町役場 農政林務課農政担当 0158-42-4816	4.7.9		
		本町において2親等以内の親族が経営する農業経営体に就農する者(一戸一人以外の法人を除く)で、就農時の年齢が50歳未満且つ年間における農業従事日数が150日以上となる者。	新規農業従事者の奨励金として60万円を交付	-	-		4.9		
	遠軽町農業担い手育成総合支援事業	本町において農業を営もうとする意欲がある者で、町内で1年以上農業研修を受ける者。	農業研修生助成金として、2年間を限度に、月額1万円を支給	-	-		3		
		上記の農業研修生の受入農家。	受入農家助成金として、2年間を限度に、月額1万円を支給	-	-		6		
	遠軽町農業担い手育成対策事業	本町において農業を営もうとする50歳未満の者で、受入農家から経営継承することを目的に生産技術や経営管理等について習得するもの	農業研修生助成金として、月額5万円を支給	-	-		3		
		上記の農業研修生の受入農家。	受入農家助成金として、月額1万円を支給	-	-		6		
	遠軽町農業担い手育成総合支援事業	農業や自然に関心を持ち、40歳未満で男女を問わず(未経験可)受入農家のもとで体験実習を行うもので、本町において1週間以上の体験実習を行う者。	体験実習生助成金として1日あたり1,000円を交付。ただし60日を限度とする。(各年度において5名以内、予算の範囲内)	-	5人		3		
		上記の農業実習生の受入農家。	体験実習生受入農家助成金として1日あたり1,000円を交付。(各年度において5名以内、予算の範囲内)	-	5人		6		
	滝上町	新規就農支援制度	新規就農者 ・概ね23歳以上40歳未満で配偶者又は18歳以上60歳未満の同居の親族を有する者 ・農業経営において、農地等の整備並びに農用地の面積が酪農経営においては30ha以上で飼養頭数30頭以上(成牛換算)、肉牛及び畑作経営においては農用地の面積が10ha以上の計画を有する者。	・入植奨励金として200万円を支給。 ・農業経営に必要な土地・建物・償却資産に賦課される固定資産税相当分の全額を入植後賦課される年度から5年間補助。 ・担い手支援農地保有合理化事業により農用地を賃借した場合、賃借料の本人負担分を5年間補助。 ・農業経営に必要な農用地及び農業機械等の取得及び家畜導入に要する経費について、制度資金借入対象額の1/10を5年間(限度額500万円)補助。	-		-	滝上町役場農政課農政課係 0158-29-2111 <a href="https://www.town.takinoue.hokkaido.jp/">https://www.town.takinoue.hokkaido.jp/</a>	4.7.9
			受け入れ農家等	・営農指導等に要する経費として受け入れ期間中月額4万円を補助。 ・住宅の増改築資金として300万円を融資(無利子。7年均等償還(うち2年据置))。	-		-		9
長期農業研修者 ・概ね23歳以上40歳未満で、配偶者又は18歳以上60歳未満の同居の親族を有する。 ・農業経営において、農地等の整備並びに農用地の面積が酪農経営においては30ha以上で飼養頭数30頭以上(成牛換算)、肉牛及び畑作経営においては10ha以上の計画を有する。			・交通費相当額(研修開始時及び研修時) ・転居費用(実費額の1/2以内、50,000円上限。但し回限り)を補助。 ・研修等の参加経費	-	-	4			

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

北海道

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
興部町 雄武町	新規就農者誘致特別措置条例	◎対象者:就農研修者及び新規就農者  ◎要件:年齢が概ね22歳から40歳未満の者で配偶者又は18歳から60歳未満の同居の親族が有る者及び20歳から30歳未満の者が3名以上で組織により農業経営を行う者。	この条例により新規就農の認定を受けた者に対し、次の各号により、奨励金及び利子補給等(以下「奨励金」という。)を交付し補助を行う。 (1)認定を受けた新規就農者に対し200万円を限度として奨励金を交付する。 (2)担い手確保農地保有合理化促進特別事業及び農場リース円滑化事業により農用地及び農業用施設等(以下「農用地等」という。)の賃借契約を締結している期間(5年以内、特別な事由がある場合は更に5年以内の延長期間)又は、農用地利用増進法に基づく農用地利用権設定期間内、5年間に係る賃借料の2分の1、及び農場譲渡後最初の施設等に対し、固定資産税が賦課された年度から5年間、固定資産税の額を限度として奨励金を交付する。 (3)農業経営に必要な農用地及び農業施設等の取得、並びに家畜等を導入するため、借入した農業関係制度資金(以下「制度資金」という。)に対して、その制度資金の5分の1を限度とし、経営自立安定補助金を交付する。なお、経営自立安定補助金の交付額は1,000万円を限度とし、経営自立安定補助金を交付する。ただし、前号に掲げる担い手確保農地保有合理化促進特別事業、又は農用地利用増進法により借入した農用地等の購入資金、及び経営開始の属する年度から3年以内の借入した家畜導入施設資金に限る。 (4)前号に規定する農業経営に必要で借入した制度資金に対して、次に掲げる金額を限度として、その利息に対し、借入の年度から5年間2分の1の範囲で利子補給する。 イ個人経営 5,000万円 ロ組織経営 8,000万円	-	2組~3組	北オホーツク農業協同組合 営農部担い手対策課 tel:0158-82-2101 fax:0158-82-3516 http://ja-kitaokhotsk.jp	4.7
		◎受入指導農家	研修指導に対し助成(最長3年間)	-	-		6
興部町	農業体験(短期)実習	概ね、18歳から35歳までの健康な方、実習期間は1ヶ月未満	①宿泊はJA宿泊施設(個室X無料)を使用し、自炊宿泊施設が満室の場合は旅館等(料金農協負担)を使用。 ②実習手当:日額:2,000円(自炊の場合は別途日額1,500円を支給) ③交通費:実費(上限20,000円)支給 ④作業着、長靴等貸与 ⑤宿泊先から実習先までの通いの車両を貸与 ⑥実習期間の災害に対処するため、傷害保険に加入(掛け金農協負担) ⑦オホーツク紋別空港又は女満別空港及びJR名寄駅まで送迎。	-	-		2.3
	農業体験(長期)実習	概ね、18歳から35歳までの健康な方、実習期間は1ヶ月以上	①宿泊はJA宿泊施設(個室)を使用。 ②実習手当:日額4,000円(6ヶ月未満) 月額5,000円(7ヶ月以上1年未満) ③交通費:上限20,000円(実習期間が1ヶ月以上6ヶ月未満) 上限40,000円(7ヶ月以上12ヶ月未満) 上限50,000円(1年以上) ④実習期間の災害に対処するため、傷害保険に加入(掛け金農協負担) ⑤休日は週1回 ⑥オホーツク紋別空港又は女満別空港及びJR名寄駅まで送迎。	-	-		2.3
雄武町	新規就農支援制度	<個人経営>23歳以上40歳未満で配偶者がいること。または18歳以上60歳未満の同居の親族がいること。 <共同経営>20歳以上30歳未満の方で、3名以上での共同経営	(1)認定を受けた新規就農者に対し200万円を限度として奨励金を交付する。 (2)整備導入した施設、機械及び乳牛の賃借期間(5年以内)に係る賃借料の1/2並びに経営開始後最初の施設等に対し、固定資産税の額を限度として奨励金を交付する。 (3)経営を開始するための借入金の1/5(限度額1,000万円)を補助金として交付する。 (4)(3)に規定する農業経営に必要で借入した制度資金等に対して、借入の年度から5年間、1/2の範囲内で利子補給する。 ・個人経営 5,000万円 ・共同経営 8,000万円	-	-	雄武町役場 産業振興課 農務係 0158-84-2121 メールアドレス: noumu@town.oumu.hokkaido.jp	4.9
音更町	農業後継者確保対策事業	町外の18歳から概ね40歳までの新規就農希望者(男女不問)	本町への移住、就農に関心を持った方に対し、2泊3日程度の期間で短期農業体験の受入(宿泊費用や本町までの移動費用は自己負担)を実施。 短期農業体験後、選考のうえ最大2年間の基礎研修(野菜栽培技術の習得など)を実施。研修期間中は、研修手当(125,000円/月)及び研修生活支援金(家賃補助21,000円/月)を支給するとともに、生活必需品(冷蔵庫等)を無償で貸与。 研修生が希望する場合、JA木野(宅建)の協力により賃貸物件を紹介する。	※令和3年度の新規募集は無し	-	音更町農業再生協議会事務局 (音更町役場経済部農政課農政係) 0155-42-2111	3
士幌町	担い手確保育英事業	町内に新規に就職すると見込まれる者(町内に10年以上在住者がいること)及び農業経営をしてから5年以内の者	農業大学校養成課程への入学料・入学検定料・授業料・教材費・寮費(食費を含む)・資格取得費等で、農業大学校に直接納付するもの。 新規就農者50万円、農業経営継承者は25万円まで。研修部門を受講する者は1万円まで。	-	-		3
	新規就農者農地確保円滑化支援事業	町内で新規就農し、農業経営を始めてから5年以内の者	農地の賃借料の1/2(限度額50万円/年)を助成する。ただし、3親等内の親族からの賃借は対象外。	-	-	士幌町役場産業振興課 01564-5-5220	7
	農業技術習得支援事業	町内で農業を自ら営む者、または従事している者並びに従事することが確実と見込まれている者。 ただし、従業員は雇用期間が6ヶ月以上で今後も農業に従事することが確実と見込まれている者。	北海道立農業大学校などの公的研修期間が実施している短期農業研修の受講に対し必要経費を、予算の範囲内において助成するもの。	-	-		3

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇用費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

北海道							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
鹿追町	産業研修生受入事業	18歳以上の女性	研修滞在施設(冷蔵庫、洗濯機、テレビ、冷暖房等完備) 基本賃金:180,000円/月(うち物財費40,000円) 通勤車両貸与(燃料代含む) 作業着及び長靴等支給 労災保険及び傷害保険加入 月1~2回程度の全体研修	-	15名	鹿追町役場農業振興課農政係 0156-66-4035	3
新得町	経営開始支援補助金	○新規就農者 ・町内実習を原則2年以上かつ ・概ね50歳未満 (1)新たに町内において個人で農業を営もうとする者 (2)新たに町内において2名以上で農業を共同で営もうとする者	○内容 ・営農に必要な機械の導入又は賃借に要する経費及び、農業用施設を整備・改修する経費の2分の1を上限として補助する。 ただし、酪農の場合はこの補助金又は搾乳牛導入支援のいずれかとする。 ○補助限度額 畑作:500万 野菜:500万 酪農:500万 肉牛:500万 しいたけ:100万 その他農業経営:100万	-	-		9
	公社営農場リース事業の賃借料補助	○経営規模 ・畑作:経営面積10ha以上(野菜経営は2ha以上) ・酪農:搾乳牛20頭以上 ・肉牛:繁殖牛20頭以上 または育成牛200頭以上 ・しいたけ: ホダ木3,000本以上 ・その他農業経営:農業所得が概ね150万円以上	○内容 公社営農場リース事業により、施設等の賃借を受けた者に対して、5年間に限りに賃借料の一部を助成。 ○助成内容 賃借料の2分の1(年150万円を上限、最長5年)	-	-	新得町産業課農政係 0156-64-0525 http://www.shintoku-town.jp/shigoto/nougyou/sinkisyuunou.sien/	4
	新規就農支援資金	○新規就農者 ・町内実習を原則2年以上かつ ・概ね50歳未満 (1)新たに町内において個人で農業を営もうとする者 (2)新たに町内において2名以上で農業を共同で営もうとする者	○内容 新規就農者の認定を受けた者に対して、就業資金を次の通り貸し付ける。 ○貸付内容 10年返済(うち据置3年)、無利子 畑作:500万 野菜:300万 酪農:1,000万 肉牛:1,000万 しいたけ:300万 その他農業経営:300万	-	-		9
	搾乳牛導入支援	○新規就農者 ・町内実習を原則2年以上かつ ・概ね50歳未満 (1)新たに町内において個人で農業を営もうとする者 (2)新たに町内において2名以上で農業を共同で営もうとする者	搾乳牛(初妊牛)10頭を無償譲渡(導入相当額800万円を上限) ただし、譲渡から3年以内に同頭数の雌の又し仔を返納	-	-		4
	JA新得町 地域未来創造事業(経営開始応援資金)	○概ね50歳以下で、町内で2年以上の研修経験があり、自営就農する者。 ○JA新得町の正組合員と認められること。 ○平成30年3月1日から令和6年2月29日までの間に新規就農で経営を開始した者。若しくは、最終年度までに新規就農を目指し研修を開始した者で、当組合の正組合員資格を取得した者。	○畑作経営 ・経営規模が20ha以上30ha未満の場合は、最大貸付額500万円 ・経営規模が30ha以上の場合は、最大貸付額1,000万円 ○畜産経営 ・経営規模が20頭以上30頭未満の場合は、最大貸付額500万円 ・経営規模が30頭以上の場合は、最大貸付額1,000万円 ※支援資金貸付実行と同時に、経営形態及び経営規模に沿った基準により農協への出資を行う必要あり	-	-	新得町農業協同組合 営農部経営課 0156-64-6499 https://www.ja-shintoku.or.jp/	9
	農業技術向上資格取得活動事業	JA新得町の正組合員及びその家族で農業に従事する者。正組合員である法人については役員も対象。また、従業員も対象。	大型特殊自動車、フォークリフト等、営農に必要な資格取得費用の3割以内を補助	-	令和3年3月1日から 令和4年2月28日まで	JA新得町経営課 0156-64-6499	9
芽室町	芽室町新規就農者支援	45歳以下の個人経営者(配偶者又は同居の親族を有し、農用地等を保有せずに本町で農用地等を新たに取得、又は借り受けて就農する者。ただし、他市町村で農業経営を行っている者が、本町に転入して農業経営を開始する場合を除く。)	・経営開始の日から5年以内に賃貸借により賃借した農用地等の年間賃借料の3分の1を補助(賃借年から5年間を限度) ・経営開始の日から5年以内に農用地、農業用施設、機械及び家畜等の取得のために借り入れた農業関係制度資金の借入金償還利子のうち融資利率の0.5パーセント相当額を補助(借入日から5年間を限度) ※上記の補助金の合算額は、1人につき単年度で50万円を限度とし、累計額は、1人につき250万円が限度	-	-	芽室町役場農林課農林係 TEL:0155-62-4599 FAX:0155-62-4599 MAIL:n-nourin@memuro.net	4,7,9
	農村くらし体験	20歳以上の独身女性(農業後継者のパートナーとなることに興味のある方)	農家にホームステイして農作業などを手伝いながら、農家の暮らしを体験できます。 ・体験期間 1泊2日~1週間まで ・滞在費用 無料(農家滞在ではなく、宿泊施設を利用する場合は参加者負担) ・交通費 参加者負担	畑作体験 4月から 10月	-	芽室町農業後継者対策推進委員会 (芽室町農業委員会事務局) TEL:0155-62-9725 FAX:0155-62-4599 MAIL:n-nouchi@memuro.net	3
	農業体験実習	20歳以上の独身女性(農業後継者のパートナーとなることに興味のある方)	農家や従業員の方と一緒に本格的な農作業を体験します。 ・体験期間 20日間以上 ・住居 実習先農家への住み込み(実習生用の宿泊施設や借家から通うことも可能です) ・手当 有 ・その他 実習先への通勤費助成(車の燃料代)有り 家賃助成有り 慰労金の支給(3ヶ月以上の実習の場合)有り	酪農体験 1年中	-	https://www.memuro.net/administration/soshiki/nourin/jigyou/committee.html	3

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇用費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

北海道							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
	新規就農者受入促進対策事業	【対象者】 ・20歳以上50歳未満の者 【要件】 ・自立した農業経営を営む能力と経験を有し、村長の認定を受けた者	【新規就農者の認定を受けた者】 ・就農計画を達成するために必要な農用地等の賃貸借契約(営農初年度に締結したものに限り)を締結している期間の内、営農初年度から5年間に係る賃借料の2分の1に相当する金額を助成する。 ・営農初年度から3年の間、毎年度100万円を助成する。 ・就農計画を達成するために必要な農地等を取得するために借り入れた資金に係る金利について、営農初年度から5年の間、毎年度支払うべき金利の2分の1に相当する金額を助成する。	-	-	・更別村産業課 0155-52-2115 ・更別村農業協同組合 経営相談課 0155-52-2375	7
更別村	更別村農業担い手育成センター農業研修事業	【体験研修事業】 ・更別村において農業体験、農村体験を希望する20歳以上の者 【実践研修事業】 ・体験研修を受けた者で満50歳に達するまでに更別村で新たに農業を営むことを希望する者 【就農研修事業】 ・就農計画の認定を受けた者	【体験研修事業】 ・傷害保険、宿泊費はセンターが負担。 ・体験研修生へは作業着、長靴及びレンタカーを無償貸与。 ・受入農場へは体験研修生1名につき1日4千円交付。 【実践研修事業】 ・傷害保険、宿泊費はセンターが負担。 ・レンタカーの貸与、交通費助成。(実費相当額) ・実践研修生へは月額12万円助成。ただし7日以上15日未満は助成額の2分の1、7日未満の月は助成金を支給しない。 ・受入農場へは月額5万円交付。研修日数が15日未満の月は2分の1とする。 【就農研修事業】 ・就農研修生へはレンタカーを貸与。 ・受入農場へは月額3万円を交付。ただし、研修日数が15日未満の月は2分の1とする。	-	-	更別村農業担い手育成センター(事務局:更別村役場産業課内) 0155-52-2115	3
広尾町	新規就農希望者	40歳以下・夫婦またはカップルであること	1.研修期間中の住宅確保・研修施設の斡旋(個人農家・法人農家)・農業次世代人材投資事業等支援 2.農地保有合理化事業及び農場リース事業により、農用地等の賃貸借期間(5年以内、特別な事由の場合は5年以内の延長)または農業経営強化法による利用権設定期間内5年間に係る賃借料2分の1の相当額を交付。 3.農業制度資金(個人7千円、共同1億円を限度)の貸付利率3.0%を超える部分について5年間利子補給。 4.固定資産税の相当額を限度として3年間交付。	-	-	広尾町農業担い手育成センター JAひろお内 01558-5-2121 <a href="http://www.ja-hiroo.or.jp">http://www.ja-hiroo.or.jp</a>	3,7,9
幕別町	幕別町新規就農者支援事業	心身ともに健康で近代的な農業経営を維持管理する能力を有し、年齢が概ね50歳未満で個人経営を行う者若しくは年齢が50歳未満の者が半数以上参加して共同経営を行う者で、農用地及び農業用施設等を保有せず、本町の区域内において農用地を取得し、又は借り受け、新たに就農する者(ただし、他市町村において既に農業経営を行っている者が、本町に転入して農業経営を開始する場合を除く。)	(1)農業経営基盤強化促進法(以下「法」という。)に基づく農業経営基盤強化促進事業又は公共団体若しくは公共的団体が行う事業又は農業経営計画に基づく農用地等の賃貸契約を締結した場合は、当該契約による最初の賃借料の支払日の属する年度から5年間に係る賃借料の2分の1に相当する奨励金 (2)農業経営に必要な農用地等を取得した場合は、最初の取得に限り、当該固定資産税が課されることとなった年度から5年間に係る固定資産税に相当する奨励金 (3)農業経営に必要な農地等の取得又は家畜等を導入するために、農業金融制度総合推進会議が認定した農業関係制度資金を借り入れする場合は、借入年度から5年間に係るその約定償還利息のうち借入利率1.0%に相当する利子補給金。この場合、利子補給金を受ける者が負担する利子補給後の利率は、0.5%を下回らないものとする。ただし、法に基づく農業経営基盤強化資金については、農業経営基盤強化資金実施要綱(平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知)第3の4の(3)に基づく実質金利から、道の利子補給率に0.5%を加えた率を控除した率の2分の1の率に相当する利子補給金	-	-	公益財団法人幕別町農業振興公社 0155-57-2711 <a href="http://www.makubetsu-nsk.com/">http://www.makubetsu-nsk.com/</a>	4,7,9
	まくべつ農村アカデミー研修生支援事業	まくべつ農村アカデミーのフロンティアコース、ニューファーマーコース及びリーダーコースの研修を受講する者	(1)大型特殊免許及びけん引免許の取得に係る経費の2分の1に相当する奨励金。ただし、50,000円を限度とする。 (2)北海道立農業大学校の一般研修及び農業機械研修の受講に係る経費の2分の1に相当する奨励金。ただし、5,000円を限度とする。	-	-		2,9
池田町	池田町新規就農者支援育成事業	町長より青年等就農計画の認定を受け新たに農業経営を開始する者のうち、次の各号のいずれかに該当するもの。 (1)年齢20歳以上55歳未満の者 (2)法人であって、当該法人が営む農業に従事すると認められ、かつ、前号に該当する者が役員の過半数を占めるもの	①経営開始から3年以内に賃借した農用地の賃借料に対する補助 (年間賃借料の2分の1。補助期間:10年) ②経営開始から3年以内に農用地、農業用施設、機械、家畜等の取得のために借入れた農業関係制度資金の借入金償還利子に対する補助 (融資利率の1%相当額以内。一の会計年度における補助金の額は、個人50万円、法人80万円を限度とする。補助期間:10年間) ③経営開始から3年以内に取得した農用地、農業用施設、機械等に課課される固定資産税相当額に対する補助 (固定資産税相当額の2分の1。補助期間:10年) ④経営の安定化を図るための資金に対する補助 (1年目は100万円、2年目以降は50万円。補助期間:5年)	-	-	池田町役場産業振興課農政係 015-572-3118	4,7
	池田町農業体験実習受入事業	池田町農業担い手センターの推薦を得て連続10日以上期間、農業体験実習生の受け入れを行った認定農業者	(1)北海道立農業大学校等農業系教育機関からの実習生1人につき1日3,000円とし、実習生1人当たり30日を限度とする。 (2)前号以外の実習生1人につき1日1,000円とし、当該年度内60日を限度とする。	-	-		3

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

北海道

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
本別町	新規就農者等支援事業 (農業経営開始・固定資産税補助)	新規就農者(原則50歳未満) ※認定新規就農者又は認定農業者が対象	1. 種子・肥料・農薬等営農資材の購入費及び農地や機械、家畜等の取得に要した借入金償還利息、賃貸料にかかる経費を年間200万円を限度に補助(認定時から5年以内、1,000万円を限度) 2. 農業経営のために取得した農用地、施設及び機械等に係る固定資産税相当額に対し補助(賦課年から5年間)	-	-	本別町役場 0156-22-8126 https://www.town.honbetsu.hokkaido.jp/ nousei@town.honbetsu.hokkaido.jp	4,7
	新規就農者等支援事業 (営農実習・家賃補助)	新規就農予定者(原則50歳未満)	1. 営農実習奨励金として、就農に必要な生産技術や経営管理方法等の習得に対し、月額15万円を補助(認定時から2年以内) 2. 営農実習中に居住する住宅の家賃の1/2(月額1万円限度)を補助(認定時から2年以内)	-	-		3,8
	新規就農者等支援事業 (営農指導費)	受入農家	研修指導に対し月額10万円を助成(認定時から2年以内)	-	-		6
	新規就農者等支援事業 (体験・研修旅費補助)	新規就農体験者(原則50歳未満)	新規就農者の体験、研修のための旅費の1/2を補助(5万円を限度) ※公共交通機関およびレンタカー利用に限る	-	-		9
	新規就農者等支援事業 (体験・研修指導費)	受入農家	体験・研修者の受け入れ、指導に対し助成(3日以内:1万円、7日以内:2万円、30日以内:5万円)	-	-		6
足寄町	農業後継者就農育成資金貸付金	農業後継者	認定後継者の認定を受けた日から5年以内に実施する営農技術及び経営能力等の向上を目的とした研修費・調査研究費・実験資材費及び新規事業等に要する経費として1人当たり200万円以内(5年以内) (借入後5年間農業に従事している場合100万円を上限償還免除措置あり)	-	-	役場経済課農業振興室 0156-25-2141	9
	営農実習奨励金	足寄町新規就農者等誘致促進条例に基づき認定した新規就農志向者	就農に必要な生産技術や経営方法等の技術習得のための奨励金として月額15万円支給(2年以内) ※国の農業次世代人材投資(準備型)の交付対象者については2.5万円/月(差額)の交付	-	-		9
	農業経営開始奨励金	足寄町新規就農者等誘致促進条例に基づき認定した新規就農者等	農業経営の開始に必要な出資金及び賦課金、積立金、負担金、その他営農及び生活等、農業経営の維持発展に対する奨励金として月額200万円(3年以内) ※国の農業次世代人材投資(経営開始型)の交付対象者については、差額の交付	-	-		9
陸別町	営農実習奨励金	就農研修者 23歳以上50歳未満	営農実習期間中、月15万円。3年以内	-	-	陸別町役場 産業振興課 農業振興担当 0156-27-2798 ninaite@rikubetsu.jp https://www.rikubetsu.jp/shigoto/nougouy/shinku_shunou/	3,9
	農業経営開始奨励金	新規就農者 23歳以上50歳未満	就農時(経営開始)、600万円	-	-		4,9
	経営自立補助金	新規就農者 23歳以上65歳未満	○農地のリース料への支援 年間賃料の1/2 ○経営開始年から5年以内、○固定資産税相当額の補助 経営開始年の翌年から5年以内 ○制度資金利用時の利子補給 経営開始年から5年間	-	-		7,9
	営農指導奨励金	受入指導農家	研修指導農家に対し助成(月10万円、3年以内)	-	-		6
浦幌町	新規就農者誘致事業	自立経営を維持管理する能力と経験を有する23歳以上50歳未満で個人経営を行うもの、若しくは20歳以上40歳未満の共同経営を行うものが3名以上参加するもので、本町の区域内において農地及び農業用施設等を取得又は借り受け就農するもの 酪農経営: 乳牛飼養頭数30頭以上、農地20ha以上 畑作経営: 農地15ha以上 肉牛経営: 専用種30頭以上、又は乳用種50頭以上	奨励金 1. 100万円/年(3年間) 2. 農地賃料の1/2(5年間) 3. 農地等、農業用施設に課税された固定資産税相当額(5年間)	-	-	浦幌町産業課農業振興係 015-576-2181 https://www.urahoro.jp/	4,7,9
	農業体験実習生受入事業	18歳以上40歳未満の健康で、農村生活を体験し、農業を理解しようとする者、又は将来就農を志す新規就農希望者	①片道の交通費として3万円を支給(実習開始から3ヶ月以上経過した場合に限る。) ②住宅料として1月あたり5千円を支給(受入農家と同居せず、通勤する場合に限る。)	-	畑作4月下旬から11月 酪農:通年-	浦幌町農業委員会 015-576-2179 https://www.urahoro.jp/soshiki_shigoto/ngoyoinkajimukyoku/taiken.html	3,8
釧路市	新規就農者誘致事業	心身ともに健康で近代的農業経営を維持管理する能力を有する20歳以上40歳未満の若くは18歳以上60歳未満の同層の親族を有し、新たに農業を経営するもので以下に該当するもの。 (1) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項の認定後1年以内のもの (2) 農業若しくは農業関連業務の経験を2年以上有するもの又は農業実習受入れ農家で同等の研修を受けたもの	新規就農の認定を受けたものに対し、新規就農奨励金100万円を交付する。	-	-	釧路市産業振興部農林課 0154-31-2552	9

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

北海道							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
厚岸町	厚岸町新規就農者誘致条例	経営責任者の年齢が概ね20歳から45歳未満の者で配偶者又は18歳から60歳未満の同居の親族を有し、新たに酪農経営を行う者又は概ね20歳から30歳未満の3人以上共同により酪農経営を行う者	奨励金及び利子補給金 ①次の事業による農用地、農業用施設、乳牛及び農業用機械の賃借契約を締結している期間(原則5年以内)に係る賃借料の2分の1の奨励金 ア 公益財団法人北海道農業公社が行う農地保有合理化事業 イ 公益財団法人北海道農業公社が行う公社営農場リース事業 ウ 農業協同組合が行う農場リース事業 エ 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第69号)に基づく利用権設定等促進事業 ②賃借料の2分の1の奨励金の交付を受けた施設等に対し、固定資産税が賦課された年度から5年間、固定資産税の額を限度とした奨励金 ③農業経営に必要な施設等の取得及び導入のため、就農者が売渡しを受けた年度から5年間に借入れた農業関係制度資金に対して、個人経営については5,000万円、共同経営については8,000万円を限度として、その利息に対し借入年度から5年間2.0パーセントを超える分の利子を補給	-	-	厚岸町 0153-52-3131 <a href="https://www.akkeshi-town.jp/">https://www.akkeshi-town.jp/</a>	4.7
	厚岸町新規就農者誘致条例施行規則	新規就農予定者で認定された者	新規就農のための準備に要する費用として、一経営体あたり200万円の新規就農準備金を交付する	-	-		3
厚岸町(JA)	就農準備金等	新規就農予定者で認定された者	新規就農のための準備に要する費用として、一経営体あたり250万円の就農準備金を交付する	-	-		4
	研修特別手当	夫婦で研修の場合	月額35万円支給(受入農家負担25万円、JA助成10万円)				
	酪農体験実習	女性(18~30歳) 4ヶ月以上実習可能な者 普通自動車免許	基本給180,000円、休日(月4回)、労災保険・傷害共済加入、宿泊施設完備、自動車貸与、作業服支給、交通費補助 朝時間/5:00~9:00 夕16:00~20:00 実働8時間 ※各牧場又は季節により変動あります。 休日/基本休 月4~5回 ※日曜日の回数/特別休 お正月31日~3日、お盆15日~16日	-	-	釧路太田農業協同組合 0153-52-7151 <a href="http://www.ja-kushirooota.or.jp/">http://www.ja-kushirooota.or.jp/</a>	2.3
酪農体験	酪農体験希望者 3泊4日~短期間のもの	当地区までの交通費全額相当支援	-	受入人数の制限は無いが申込み多数の場合は支援内容を変更する場合があります		3	
浜中町	新規就農者誘致事業	23~45歳	リース料の1/2助成(5年以内) 固定資産税相当額の助成(5年間)等	-	-		4
	農業後継者就業交付金事業	Uターン者、1ターン者	600千円(50千円/月)の交付金(3年間)	-	-	浜中町役場農林課農政係 0153-65-2186	4
	農業経営技術研修受入助成事業	受入先農家	600千円(50千円/月)の交付金(3年間)	-	-		6
	体験実習に対する旅費助成	JA浜中町において酪農実習を2日以上体験される方	浜中町までの体験実習にかかる往復旅費(交通費)の半額助成。 ※上限あり(単身30,000円、家族60,000円) ※事前に問い合わせ必要	-	-	JA浜中町 営農課 0153-65-2141 dairyman@ja-hamanaka.or.jp	3
	酪農ヘルパー体験実習に対する旅費助成	酪農専任ヘルパー実習を体験される方	道外から来られる方:定額20,000円(税込) 道内から来られる方:定額10,000円(税込) ※事前に問い合わせ必要	-	-	南浜中町酪農ヘルパー組合 0153-65-3355 hamanaka@bz03.plala.or.jp	3

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇用費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援  
8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

北海道							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
標茶町	標茶町新規就農者誘致特別措置条例	就農時の年齢が概ね45歳以下の心身ともに健康で自立した農業経営を営む能力と経験を有する者で、専業で配偶者若しくは同居の成人親族との家族経営を行う者、3名以上で農業協同経営を行う者または農業法人構成員として新たに経営に参画する者	<p>《新規就農研修生》</p> <p>①賃貸住宅の家賃助成 月額家賃の2分の1以内を助成。</p> <p>②交通費の助成 実習先までの距離が片道2km以上の場合、毎月の実習日数往復積算距離に10円を乗じた額を10,000円を限度として助成。</p> <p>③研修経費助成 (1)研修及び実習を受けさせるにあたり実習生に対し加入する傷害保険または労災保険の加入金額の3分の2以内を助成。 (2)各種研修会参加にあたりかかる経費であり、参加負担金、参加するための旅費等を助成。</p> <p>《新規就農者》</p> <p>奨励金及び利子補給金 ①次の事業による農用地、農業用施設、乳牛及び農業用機械の賃借契約を締結している期間(原則5年以内)に係る賃借料の4分の1の奨励金 (JALべちゃも同額支援) (1)公益財団法人北海道農業公社が行う農地保有合理化事業 (2)公益財団法人北海道農業公社が行う公社営農場リース事業 (3)農業協同組合が行う農場リース事業 (4)農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に基づく利用権設定等促進事業</p> <p>②経営開始後3年以内に取得した農用地及び農業用施設等に係る固定資産税相当額を経営開始後最初に賦課された年度から起算して5年間の助成 ③農業経営に必要な農用地及び施設等の取得並びに家畜等を導入するため、経営開始の属する年度から5年間に借入れた農業関係制度資金に対して、個人経営については5,000万円、共同経営については8,000万円を限度として、その利息に対し借入年度から5年間定められた利率のうち年2.5%以内の額の利子を補給。 ④経営継承型就農支援として継承資産額の8分の1相当額の助成。</p> <p>就農一時金 ①新規就農のための準備に要する費用として、一経営体あたり100万円の新規就農準備金を交付。(JALべちゃも同額交付)</p>	-	-	標茶町農林課農業企画係 015-485-2111 http://www.town.shibecha.hokkaido.jp/	3,4,9
	農業体験実習受入事業	農業体験実習生	①住宅の用意(単身者及び夫婦用) ②往復交通費の一部助成(4泊5日以上に限る。条件により5万円を上限とする。)	-	-	標茶町担い手育成協議会 015-488-5811 http://www.town.shibecha.hokkaido.jp/~nintei/	3
弟子屈町	弟子屈町新規就農者誘致特別措置条例に基づく奨励金事業	20歳から45歳までの配偶者有し、新たに農業経営をする者。	<p>奨励金等事業</p> <p>1.農場リース事業等や農用地の賃貸料の1/2(5年間)</p> <p>2.固定資産税相当額、5年間助成</p> <p>3.準備金100万円交付</p> <p>4.経営開始から5年内の農業関係の資金に対し借入年度から5年間、利率の2.5%以内の利子補給を助成</p> <p>5.農業経営継承事業により継承した年から5年間、継承資産額の1/8以内150万円を上限に助成</p>	-	-	弟子屈町農林課 015-482-2936	3,9
	JA摩周湖酪農実習生受入事業	18～30歳位まで 普通自動車一周免許(AT限定可) 4か月以上の継続勤務可能な方	<p>1.実習手当180,000円</p> <p>2.労災保険、傷害保険加入</p> <p>3.自動車貸与</p> <p>4.燃料費の助成</p> <p>5.作業着等の貸与</p> <p>6.交通費の助成</p>	-	-	摩周湖農業協同組合 営農課 015-482-5032 www.jamashuuko.or.jp	9
鶴居村	鶴居村新規就農者対策補助金	新規就農希望者(40歳未満)	○研修費用として、研修開始から2年間、1人1月当たり85,000円を交付	-	-	鶴居村役場産業振興課 農政係 0154-64-2114	4
		新規就農者(40歳未満)	○経営安定支援金として、就農年度から3年間、1農場当たり年間100万円以内を交付 ○農地売買支援事業、公社営農場リース事業等による農用地及び農業用施設等の賃借契約をしている期間、又は農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権設定期間の内、経営開始後5年間に係る賃貸料の1/2相当額を補助金として交付	-	-		4.7

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇用費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

北海道							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
釧路丹頂農業協同組合	新規就農候補者支援事業	将来、農業経営を希望する40歳までの者 ・研修期間は2年とする ・食費、通勤費用等、生活に係る費用に充てる事	JAの所在する市町村内の既存農場等において、研修するために要する費用の一部について助成する。 1人/月 85,000円以内	-	-	営農部 農業支援課 0154-64-6360 http://www.ja-kushirotancho.or.jp/	3
	新規参入支援事業	新規就農者 ・2年間の研修期間を満了する事 ・JAの所在する市町村で就農する事 ・就農から就農後3年間の経営に必要な経費に充てる事 (事業活用者) ・2年間の研修期間を満了する事	JAの所在する市町村内の既存農場等において、研修するために要する費用の一部について助成する。 新規就農時(年額)1,000,000円以内 上限額 3,000,000円以内	-	-		3
		(事業活用者) ・2年間の研修期間を満了する事 ・JAの所在する市町村で就農する事 ・就農時に活用したリース事業のリース料、補助事業の補助残融資に係る償還金の支払いに充てる事とする。但し、助成期間は、就農時から5年間とする	農地保有合理化事業及び農場リース事業等の事業を活用し就農した場合において、資金を借入した償還額及び支払リース料の一部について助成する。 リース料・年償還額 25%以内 上限額 3,000,000円以内	-	-		7
		(事業非活用者) ・2年間の研修期間を満了する事 ・JAの所在する市町村で就農する事 ・就農時に補助事業を活用せず、農地・施設等の資産取得等を行った場合に発生する、支払いに充てる事とする。但し、助成期間は、就農時から5年間とする	上記事業の活用をせずに、農業経営に必要な資産等取得した場合において発生する、資金借入等の償還額の一部について助成する。 年償還額 25%以内 上限額 5,000,000円以内	-	-		4
	農場実習生受入支援事業	・受入農場滞在日数を支援対象とする ・実習日誌を作成しJAへ提出する ・助成対象上限日数は50日以内とする	JA及びJAの所在する市町村が連携協定書を締結している、高校・大学・専門学校からの農場実習生を受け入れる場合、受入農場に対して、生活費用等の一部を助成する。 一人/日 3,000円以内 上限額 150,000円以内	-	-		6
	農場実習生支援事業	・道内移動は、交通手段を問わない ・道外移動は、出発地からの交通費を含む ・実習日誌を作成しJAへ提出する	高校・大学・専門学校の学生が、農場実習に参加するために要した旅費の一部について助成する。 道内(一人当) 10,000円以内 道外(一人当) 20,000円以内	-	-		3
根室市	根室市新規就農者確保対策事業	農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項で定める青年等就農計画を作成し、同条第3項の規定により市長の認定を受けた者で市税等に滞納がない者	1.新規就農に要する費用として、1件に対し3,000千円以内の補助。 2.有限会社別海町酪農研修牧場での研修経費に対して2/15以内の補助を行い、1年目の上限額4,200千円に対し560千円、2年目の上限額8,400千円に対し1,120千円、3年目の上限額12,600千円に対し1,680千円の助成を行う。	-	-	根室市役所農林課 0153-23-6111(2266) mail:suk_nourin@city.nemuro.hokkaido.jp	3.4
	根室市新規就農者リース料支援事業	本市に在住し農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められる者であり、かつ補助事業等を活用し、農用地及び農業用施設用地並びに農業用施設の賃貸借契約を締結している者	補助事業のリース期間中の貸付料の1/3以内とする。なお、上限額は300万円とし、対象期間は借入年度の翌年度から3年間とする。	-	-		9
	根室市就農者負担軽減支援事業	本市に在住し農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められる者であり、かつ補助事業等または基盤強化法等を活用し、農用地及び農業用施設用地並びに農業用施設及び農業用機械の賃貸借契約を締結している者	補助事業等又は基盤強化法等により取得した土地等に係る固定資産税相当額を助成。(限度額:250千円) 助成対象期間は当該固定資産税が経営開始後最初に賦課された翌年度から3年間。	-	-		4.7
	酪農体験実習事業助成	道東あさひ農業協同組合根室支所等が実施する酪農体験実習事業の修了者及び修了生と同居する家族	①交通費助成:公共交通機関利用に要した経費。(1名につき5万円を上限) ②宿泊費助成:実習事業期間内の宿泊に要した経費。(1名につき1泊1万円を上限)	-	-		3

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇用費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あつせん・家賃補助を含む) 9.その他

北海道							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
別海町	新規就農者対策事業	新規就農者	町内に新規に農業を開始する者に300万円／戸を補助	-	-	別海町産業振興部農政課 0153-75-2111 https://betsukai.jp	9
	新規就農者リース料支援事業	新規就農者	補助事業等を活用し期間中の貸付料の助成貸付料の1/3 上限100万円 最大3年間	-	-		9
	新規就農者負担軽減支援事業	新規就農者	就農後3年間、固定資産税相当額の助成 上限25万円	-	-		4
	新規就農者定住継承事業	新規就農者	離農跡地へ新規就農する際の住宅・施設の改修費用に対する助成 上限100万円	-	-		3
	生産牛導入支援事業	新規就農者	牛導入費用に対する助成 上限150万円	-	-		9
	JA計根別 新規就農者・新規参入者支援	新規就農者	(1)支援対策として、就農時100万円支援する。 ただし、出資金として振り替える。 (2)継続対策として、就農から3年目で上限300万円を支援する。 ただし、1年間の支援上限を100万円とする。	-	-	JA計根別 0153-78-2111	4
	担い手確保対策事業	理事会において新規就農認定書を受けた者	就農支援資金(300万円)を交付。	-	-	JA道東あさひ 営農部営農振興課 0153-75-2202	9
	担い手確保対策事業	理事会において新規就農認定書を受けた者	農場リース円滑化事業及び農地保有合理化事業の貸付料に対し借入年度の翌年から1/3以内助成(上限100万円×3年間)	-	-		2
	後継者ヘルパーの確保と後継者育成奨励支援	後継者	3年間以上後継者ヘルパー登録と座学(別海高等学校農業特別専攻科、又はJA吾久里塾終了)受講を条件に3年間満了時に100万円を給付。	-	-		9
	JA酪農ヘルパー職員確保と新規参入者の育成支援	新規参入希望者(後継者含む)	2年間以上の準職員ヘルパーとして業務。退職後町研修牧場での研修、別海高等学校農業特別専攻科の修了等を条件に新規就農育成奨励金100万円を給付	-	-	JA中春別 経営相談課 0153-76-2241	4
	JA中春別 新規就農支援助成金	新規就農者	新規就農者が営農開始にあたる経費について、運転資金、建物取得、畜舎設計経費、環境整備等の経費に対し、300万円を最高限度とし、助成する。また、生産資材に係る経費に対しては、100万円を最高限度とし、助成する。	-	-		4.7
	担い手プロジェクト事業	体験・実習希望者	町内で体験・実習を希望する者に旅費の助成(4万8千円を上限とし、同一者への助成は1回のみ)	-	-	別海町産業振興部農政課 0153-75-2111 https://betsukai.jp	3
	JA道東あさひ 旅費・宿泊費支援	JA道東あさひ管内で、酪農関係に従事しようとする者	(1)体験学習やインターンシップ等片道旅費(上限5万円)を助成 (2)宿泊施設利用の場合1/2以内(上限3万円)助成 ※原則ホームステイとする。	-	-	JA道東あさひ 営農部営農振興課 0153-75-2202	3
JA中春別 インターンシップ制度	酪農ヘルパー等、将来、酪農従事を希望する者	実習期間中の宿泊費、飲食費(受入農家へファームステイ)	-	-	JA中春別 営農振興課 0153-76-2241	3	
中標津町	新規就農者対策事業	新たに農業を営む意欲と能力を有する次に該当する者 ・満40歳以下の者 ・満40歳を超えるときは、後継者が現に農業に従事し、若しくは近く従事する見込みがあると認められる者	次に掲げる経費に対して400万円以内を補助する。 ・農用地、施設用地等営農に必要な用地の購入経費 ・乳用牛、肉用牛の家畜導入経費 ・トラクター、畜舎等営農用機械並びに施設の購入経費 ・肥料、飼料等営農用資材の購入経費	-	-	中標津町役場 農林課農務係 0153-73-3111	4.7
	農業農村活性化資金	新規就農者(新規に就農後概ね5年間の者)	新規就農者の生活・経営安定に必要な資金の貸付 ・個人1,000万円を限度とし貸付利率は無利子 ・貸付期間は20年以内	-	-		4.9
	中標津町農協 新規就農者支援事業	新規就農者 (1)経験年数2年以上で、営農意欲旺盛な方 (2)年齢20歳以上40歳未満のカップル (3)経営規模に見合った営農資金等が携行できる方(概ね800万円以上)	農場リース事業により就農の場合、助成上限300万円。農場リース以外の場合、助成上限500万円。(ただし、年間リース料・資金償還額の25%以内、営農開始後5年までとする。)	-	-	JA中標津営農部 経営相談課 0153-72-2903	7.9
	中標津町担い手創出協議会による研修	中標津町農協内に係る農業の担い手(新規就農者・後継者・酪農従業員・酪農ヘルパー)	2年間の座学研修(ルーキーズカレッジ)研修費用の負担にはありませんが、一部視察研修等での自己負担はあります。	-	-	JAけねべつ 営農支援課 0153-78-2111	3
	後継者支援対策	後継者が30歳到達年まで	規模拡大する場合300万円、規模維持の場合100万円を支援 農業用施設・農地取得が対象	-	-		4.7
	新規就農・新規参入支援	新規参入者	就農時支援100万円 継続支援300万	-	-		4.9
	就農研修生受入支援	受入農家	研修費用として研修生1人当たり月5万円助成	-	-		3
	新規参入希望者育成対策	新規参入希望者	家賃助成として月3万が実費の低い額を助成	-	-		8

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他